

衆第一議院 文教委員会 議録 第十六号

昭和五十九年六月二十二日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 愛野興一郎君

理事 石橋 一弥君

理事 白川 勝彦君

理事 佐藤 誠君

理事 有島 重武君

理事 中野 宽成君

理事 馬場 昇君

理事 青木 正久君

白井日出男君

北川 正恭君

池田 克也君

藤木 洋子君

江田 五月君

出席大臣 文部大臣 森 喜朗君

文部省政務次官 中村 靖君

文部大臣官房長 田崎 清久君

文部省大学局長 国分 正明君

文部省学術国際局長 大崎 仁君

文部省大蔵官房会計課長 新村 淳一君

臨時行政改革推進審議会事務局参事官 北島 敬介君

委員外の出席者

官總会計検査院事務局第二局審議官

法務省刑事局刑事課長 黒田 良一君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

雄司君

元君

昇君

修君

和平君

道太君

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

伏屋修治君

山原健二郎君

葉梨

信行君

栄一君

渡辺徳雄君

佐藤中西續介君

やりますということを大体確認しておかないと、そうした事務的なものの中からそれが不可能になつてくるということだつてあるわけですから、今言われるような、いろいろな法律的なものを云々しておりますけれども、この点については、私たち現行法をもつてやら差し支えないわけありますから、その点で、逆算をしながらでもやるという意思があるのかどうか、この点どうなんですか。

○宮地政府委員 御指摘のありました点は、十分念頭に置いて私どもは検討しているところであります。

○中西(續)委員 大臣、そこでお聞かせいただきたいと思いますのは、そういうことを十分踏まえてやるということになれば、この前から論議されておりま、一定の方向性を持ってこれを実施するということを前提にしてやるということの確認をここでしてよろしいかどうかです。

○森國務大臣 先般の各党の理事の皆さんからの御協議、そして委員長が衆議院、参議院それぞれ私どもに対しまして、ただいまお願いをいたしておられます法律が国会の都合等で成立をしていないということから、大変御心配をいただいて、奨学生金を待望しておりますその対象となる学生さんたちも大変困窮なお立場になつておられる、そういうことを国会で文教問題に大変御専門の皆様方がそれぞのお立場で、何とかならないのかといふことから、委員長の御提案があつた。そして、私どもとしてもできる限りの、いわゆる今局長から申し上げましたような考え方で、とりあえず予約生につきましてその皆様の御意思を反映できるような処置をとつたわけでございます。

一昨日、また委員会におきまして、なお在校生等についてといううしたお話をございまして、私から事務的にできないのかどうかということを早急に作業をさせてみたい、検討さしてみたい、こういうふうに申し上げたわけあります。ただいま局長から申し上げましたように、今中西さんから御指摘をいただきました点を十分踏まえながら

ら鋭意その作業を進めております。文部省といふのは教育行政の任にある役所でございますので、そうした学生の立場を十分に理解しながら進めておりますけれども、この点については、私たち現行法をもつてやら差し支えないわけありますから、その点で、逆算をしながらでもやるという意思があるのかどうか、この点どうなんですか。

○中西(續)委員 御指摘のありました点は、十分念頭に置いて私どもは検討しているところであります。

○中西(續)委員 大臣も局長と大体同じような考え方でおられるということでありますけれども、私はおります法律が国会の都合等で成立をしていないので、どうぞ御理解をいただきたい。なお一層精力的にその検討を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○中西(續)委員 大臣も局長と大体同じような考え方でおられるということでありますけれども、私は私どもに対しまして、ただいまお願いをいたしておられます法律が国会の都合等で成立をしていないということから、大変御心配をいただいて、奨学生金を待望しておりますその対象となる学生さんたちは非常に残念です。したがつて、やるとすれば少なくとも来週早い時期、次の委員会に申し上げましたように、できるだけ速やかに結論を得られるようになおそうした作業を含めながら今検討を急いでいる、こういうことでございますので、どうぞ御理解をいただきたい。なお一層精力的にその検討を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○中西(續)委員 大臣も局長と大体同じような考え方でおられるということでありますけれども、私は私は

て、一昨日の委員会でも申し上げましたように、早急にというのもそうしたことと十分踏まえてのことです。

り、かなり長い月日を重ねまして懇談会あるいは調査研究会等を行つて内容を煮詰めてまいつたところです。

一つの制度について議論をいたします場合には、議論の当初はそれぞれ個人個人の意見をいろいろ出し合い、そして調整を重ねていく、こういう経過があると思います。ございましたから、それが、きょうはこうして明確な答えをいたしましたことは非常に残念です。したがつて、やるとすれば少なくとも来週早い時期、次の委員会に申しますので、その点をぜひ努力願いたいと思います。

そこで、奨学生問題について多くの問題がござりますけれども、時間に制約がございますので、育英会の理事長の三角さんがおいでになつていますので、そこで、私はきょうこれ以上の追及は保留いたしますので、その後の時間もあるようですからまず

冒頭に質問をいたします。

そこで、今度の改正案で一番の問題は、何といつても有利子であるということであろうと私は思ひます。有利子奨学生採用については、前理事長の村山さんあるいは文部省が指名をして諸問題は、先ほどから私が指摘をするように、七月十日以前にそうした事務が完了するという体制をとり得なければ、今ここで私たちがいかに論議をしても全く意味をなさないものになる。といふことになりますと、一昨日ここで皆さんが

最終的に確認をいたしました約八万二千に上る在学生を対象にしたこの措置について、我々は実現できるということを期待しておりますけれども、それが做不到でありますけれども、それができないことになるわけですね。したがつて、夏休み休暇に入る以前にこのことが措置できるようぜひ体制を整えると同時に、皆さんはなるべくこの立場になつておられる、そういうふうに理屈を借りれば、真意を疑うなどという言葉でも使っておるわけあります。こういうことになつてしまりますと、少なくともその衝に当たる最も多くことを要請するわけでありますけれども、そ

の点でよろしいですか。

○森國務大臣 時間的にある程度急がれておると、こんな論議を起こしたりあるいは追及をしなくてはならぬということのないように措置をしていた

ところになりまして、ただいま法案の御審議が行われておりますけれども、これに

至りますまでには、中西委員既に御存じのとお

り、かなり長い月日を重ねまして懇談会あるいは調査研究会等を行つて内容を煮詰めてまいつたところです。

一つの制度について議論をいたします場合には、議論の当初はそれぞれ個人個人の意見をいろいろ出し合い、そして調整を重ねていく、こういう経過があると思います。ございましたから、それが、きょうはこうして明確な答えをいたしましたことは非常に残念です。したがつて、やるとすれば少なくとも来週早い時期、次の委員会に申しますので、その点をぜひ努力願いたいと思います。

そこで、奨学生問題について多くの問題がござりますけれども、時間に制約がございますので、育英会の理事長の三角さんがおいでになつていますので、そこで、私はきょうこれ以上の追及は保留いたしますので、その後の時間もあるようですからまず

冒頭に質問をいたします。

そこで、今度の改正案で一番の問題は、何といつても有利子であるということであろうと私は思ひます。有利子奨学生採用については、前理事長の村山さんあるいは文部省が指名をして諸問題は、先ほどから私が指摘をするように、七月十日以前にそうした事務が完了するという体制をとり得なければ、今ここで私たちがいかに論議をしても全く意味をなさないものになる。といふことになりますと、一昨日ここで皆さんが

最終的に確認をいたしました約八万二千に上る在学生を対象にしたこの措置について、我々は実現できるということを期待しておりますけれども、それが做不到でありますけれども、それができないことになるわけですね。したがつて、夏休み休暇に入る以前にこのことが措置できるようぜひ体制を整えると同時に、皆さんはなるべくこの立場になつておられる、そういうふうに理屈を借りれば、真意を疑うなどという言葉でも使っておるわけあります。こういうことになつてしまりますと、少なくともその衝に当たる最も多くことを要請するわけでありますけれども、そ

の点でよろしいですか。

○森國務大臣 時間的にある程度急がれておると、こんな論議を起こしたりあるいは追及をしなくてはならぬということのないように措置をしていた

ところになりましたけれども、この人の言葉を借りれば、真意を疑うなどという言葉でも使っておるわけあります。こういうことになつてしまりますと、少なくともその衝に当たる最も多くことを要請するわけでありますけれども、そ

の点でよろしいですか。

○中西(續)委員 今の意見を聞いておりますと、意見でなく文部省の受け売りみたいな感じしか私は受けとめることができません。特に、有利子体制が教育問題を論議する際にどのように受けとめられるかということを具体的に述べてもらわな

いと、私が期待をするあるいは質問をする意味はなかつたわけであります。したがつて、時間がありませんから、私はもう今ここで理事長と論議をする意思はありませんけれども、いずれにしても、そういうお考えであるからこそこうしたものがまかり通る。少なくとも育英会奨学金の方というものを断固として守り続けるという、ここに理事長の姿勢が明確に出てこないと、これから後大変危惧される状況があるだけに残念でならないわけであります。ほかの感想も聞こうと思いましたけれども、第一点で大体わかりましたので、もうこれ以上聞きません。

そこで、諸外国の奨学金制度がどういう状況になつておるかについてお聞きしたいと思います。

外国の場合を大きっぽく分けますと、西欧型と米国型と社會主義国型、そして日本型、少なくともこういう類型に分けられるのではないかと私は思ひます。

そうなつてまいりますと、西欧型の場合、今進学率は英國、フランスあるいは西独の場合、大体二二%から二四%程度になつておるということを聞いております。ただ、その場合に私たちが注意しなくてはなりませんのは、公私との関係であります。公的な部分が、例えば英國の場合が八四、フランスの場合が一〇〇、そして西ドイツの場合が一〇〇でありまして、英國だけが私的一六になつています。こういう状況でありますだけに、今日本の場合と比較をしますと、大変大きな違いが出てくるわけです。特に西欧式の場合を考えてもまいりますと、その基準になるものが公的な面が多いわけですから、日本と大体似通つておりますけれども、この場合も同じように、私費に耐え得ない層をどう救済するかということで、給与奨学金

社会主義国は私が申し上げるまでもあります。そなへたうと、日本型の場合には、今言うようにある程度進歩率は高いわけでありますけれども、公的負担率がずっと低くて五五%になつておるわけですから、アメリカと大体似通つた状況であります。ところが、今公的な給与費学金が全くないといふ条件を考えてみた場合に、西欧、米国そして日本型、この三つを対比したときに、その比較を今度していく場合に、それでは何を基準にして私たちが求めらるいかということを考えてまいりましたところ、結局、国の財政支出がどれだけあるかということを考えて一定の批判なりあるいは評価をしていかなくちやならぬと思うのです。それで、井上課長が諸外国を調査いたしまして報告をしておる中身等をずっと見てまいりました。あるいはその他の資料を見ていきますと、わざかりましたのは、例えば八二年で米国の場合と比べますと、米国の場合には一兆六千億財政支出があるわけです。日本の場合には千百三億円といふことになりますと、十四・五倍になつてます。あるいは英國の場合は、古い資料ですけれども、七八年に千五百二十九億円に対して当時の日本が六百十三億。それからフランスの場合が同じ年で九百四十九億、そのときに日本の場合は同じようになつてますと、一千五百億、日本の場合には三千一百十三億。それから西独の場合は、八一年の資料で見ますと一千五百億、日本の場合には五千億ということになつてます。

こうなりますと、今指摘できるのは、こうした国々の財政支出がどうであるかということをどう思っていかなくちやならぬと思うのですけれども、非常に少ないということ、この点は確認できますか。

業規模も相当大きいものになつてゐるということは、御指摘のとおりであろかと思ひます。ただ、國によりまして、やはり国情なり教育制度あるいは大学進学率等が違いまして、その点は一概には申せないわけでございまして、その点は先生も幾つかのパートンに分けて御指摘があつたわけでございます。そして、全体の財政支出との比較で御指摘もあつたわけでございますが、文教政策全体としては、もちろん育英奨学事業もその重要な事業の一つと私ども考えておりますが、やはり国全体の総トータルで教育に対する事業として行われているものを把握しなければならないわけでございますので、御指摘のよなことで一概には申せないかと思いますが、私ども率直に申しまして、日本の育英奨学事業が全体的には諸外国に比べればなおおくれてゐると申しますか、充実を要する点ではないかということでは、先生御指摘のとおりではないかと思つています。

○中西(續)委員 したがつて、少なくともこうした幾つかの国、その中身、形態、いろいろ違いはあるけれども、結局対比できるものとして、日本の場合のような貸与制一本であるというところに一つのおくれがあるということだけなしに、全体的な國のこういう奨学体制がどうなつておるかということを見る場合には、こうした國の財政支出がどうなつておるかということになつておるかということに対してをしてみたわけでありますけれども、この点で奨学金については立ちおくれておるということをお認めになつておるようでありますから、そういう中でもう一つ大事なことは、今度は教育財政的見なくてはならぬと思うのです。

今、各家庭における過重な教育費支出が非常に問題になり始めております。そこで、文部省に要請をいたしましたけれども、出てまいりましたのは大学でなしに、「保護者が支出した教育費調査報告書」だとかいろいろありますけれども、これ

は高等学校までの分でありますので、具体的に今あるものとしては、文部省の調査統計課が出した八一年の分を見ますと、結局国公立の大学の場合には三十三万三千円になっています。それから、私大の場合が四十三万三千円になっています。そしてこの負担は、これは八〇年の調査しかありませんけれども、学生の生活費は年間にいたしまして平均百八万二千円になっています。ところが、一世帯の一ヶ月の家計消費支出の平均額を見ますと、これは二年後の八二年で二十五万三千円であります。この消費支出の平均額二十五万三千円の中における大学昼間部の学生の生活費が年間平均百八万二千円になつておるということになれば、これは大変な負担率であるということが言えると思うのですが、こうした調査なり確認はできますか。

○宮地政府委員 学生生活費の推移で申し上げますと、例えば五十五年度の場合に学費、生活費合計で百八万二千円ということになつておるわけでございます。なお、五十七年度の数字で申しますと、その合計額は百二十三万ということになつております。

御指摘のように、全体的に消費支出の指数でござりますとかいうものから見れば教育費の上昇ということがあるわけでございますけれども、私どもとしましても、従来文教施策全体において父兄負担の軽減というような観点から各般の施策は進めてまいつてきておるわけでございます。例えは育英奨学生事業につきましても、従来から単価の改定その他で対応してまいつたわけでございますが、財政的に非常に厳しい状況を受けまして、単価の改定等についてもここ二、三年のところは据え置かれてきておるというようなことも現実問題として起こつてきておるわけでございます。そういう非常に厳しい財政状況を受けて、実際問題として具体的な改善がなかなか前進できなかつたとえましてどういう方法でやれば、この単価改定な

り量的な拡充なり、両方の要素を踏まえて育英奨学事業の全体の拡充を考えいくべきかという点について御議論もいただいて、いろいろ御指摘申上げているような形で、その両者をあわせ実現を図りながら、私どもとしては現在の置かれている状況でとり得る措置としてはこういう方法しかないという判断に立ちまして、現在御提案申し上げているような措置を講じてきておるわけでございます。

もちろん、奨学事業にとどまらず、文教政策全体に教育費の父兄負担という問題は、先生御指摘のように確かに非常に大きな一つの課題だというぐらいに私どもは受けとめておるわけでございまして、非常に大きな点で申せば、一体教育費の負担をだれがどう負担するのかという非常に大きな課題が別途あるうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、教育の機会均等の実現という観点からの父兄負担の増大ということについては、確かに問題点があろうかといふに認識をいたしております。これらの点は、非常に大きな点で申せば、ただいま申しましたような教育費をだれがどう負担するかという大きな問題がもちろん背後にあるわけでございまして、それらの点を含めまして文教政策全体の中で総合的に解決を図つていかなければならぬことになるわけでございますけれども、受益者負担という政策が徹底し始めた時期がいつごろであるかということを考えながら見ていたらわかると思うのです。

このようにして、今局長から答弁がありましたように、八二年の学生の生活費が百二十三万円とすることになつてまいりますと、先ほど私が指摘した平均支出額二十五万三千円の半額をこれに充てるという状況にまで既になつてきていたと考えてもいいわけなんです。そうしますと、そういう

教育費をだれが負担するかというと、父母に負担させるというのが今の教育政策の中に具体的に出されておるということが言えるのではないでありますか。

その一番いい例が、授業料の値上げなどを見てみますと、私学の授業料が高いということを言いい、だからといって国公立を引き上げるといういわゆる受益者負担がどうなつておるかということを考えてみた場合に、中教審の中でもこういう考え方が出てきたわけであります。「個人経済的には有利な投資とみなし得る限度内に適当な金額とすべきであろう」ということを言い始めてきたのが一九七一年の中教審の提案であります。こうなつてまいりますと、結局この時期を考えてまいりますと、例えば私立大学の場合が、個人支出費と学費、授業料等を考えてのことになりますけれども、これの割合を見ますと三四%であつたわけであります。ところが、これが八〇年には四四・一%に増大しています。国立の場合が、三・七%でありますと、例えれば私立大学の場合が、個人支出費と学費、授業料等を考えてのことになりますけれども、これの割合を見ますと三四%であつたわけであります。

そこで、私学の場合が四・七倍であり、国立の場合が十八倍に増大しているわけです。

このようにして、受益者負担ということを中心

に据えて教育費を負担させるという考え方が出でますと、私学の場合が二一・一%。ですから、倍率で言いますと、例えれば私立大学の場合が、個人支出費と学費、授業料等を考えてのことになりますけれども、これの割合を見ますと三四%であつたわけであります。

それらの点について、私ども文教行政を担当す

る者としては、やはり從来から進めてまいつてお

ります文教政策全般については、その根幹は基本

的に堅持をしながら対応していくことでございまして、その際、ただし教育費について公費

をどこまで持っていくかという基本的な議論はや

はりあろうかと思つております。例えれば、私立大

学等に對する私学助成の問題も、この奨学事業と

の関連も出てくるわけでござります。そのほか教

育全體についてそういう問題があるわけでござ

りますけれども、全體的な状況の変化と申します

か、国全体の置かれている状況を踏まえ、そして

国民の所得水準の向上と、國民がそれぞれどこま

で負担し得るかといふことも念頭に置きながら、

その点はやはり全體のバランスをどこに置いてい

くかということは事柄として考えられる一つの基

本的な考え方ではないかと思つております。

私どもとしては、教育政策全體の中で、例えは

高等教育の分野について申し上げれば、私学に依

存しているところが非常に大きい、そしてまた私

の場所について言えば、受益者としての負担が

のがどんどん増大してくれば、二十一世紀を目指せば目指すほどその負担率といふものは増大をし続けると言わざるを得ないわけですね。

ですから、今局長が言われました教育費問題と

いうものを考える場合に、それではこうした個人

の負担、受益者負担という政策を改める意思があ

るかどうかということをまず聞いておかなくては

ならないと思うのですが、この点どうなんですか。

○宮地政府委員 教育費をだれがどう負担するか

という非常に大きな基本的な問題についての御指

摘でござります。もちろん、言われておりますよ

うに議論はそれいろいろあるわけでございま

るがどうかといふことをまず聞いておかなくては

ならないと思うのですが、この点どうなんですか。

せば目指すほどその負担率といふものは増大をし

るべきであります。

しかしながら、現実の政策としてどこをどう進

めていくかということになりますと、もちろん現

体について公的な経費をもつとつぎ込むべきでは

ないかという基本的な観念は持つておるわけでござります。

しかししながら、現実の政策としてどこをどう進

めていくかということになりますと、もちろん現

体について公的な経費をもつとつぎ込むべきでは

ないかという基本的な観念は持つておるわけでござります。

しかしながら、現実の政策としてどこをどう進

めていくかということになりますと、もちろん現

体について

二十三万も必要なのに一家の消費支出が月に二十五万三千円、一年に直してみればすぐわかることですよ。そうした中におけるこの奨学金問題であるということ。したがつて、今指摘をしましたよう、何としても受益者負担というこうした体制が、教育費を論議する際に果たして正しい論議であるかどうかということになつてくるわけです。

こうしてどんどん上がつてきた大きな理由といふのは、先ほど指摘をしましたように、国立大学で言うならばこの十年間で十八倍も授業料を値上げをしていった、こういう事態があるわけでありますから、こうしたものを持まえた上で私たちは高等教育に対する国財政支出というものをどう受けとめていくのか、そして個人の負担というものをどう私たちが少しでも抑えていくかというこを考えなければならない。教育基本法三条からいしましても、どんなことがあってもこれを論議せざるを得なくなつてくるわけです。

この点、大臣どうなんですか。大臣としては、

これからよい二十一世紀へ云々ということを言わせておるし、そして教育は百年の大計だ、重

要視しなくてはならぬと言われておるわけです。

その際の基本となる憲法、教育基本法を踏まえた上で、我々は今後どうしていくのかというこ

とを具体的に考えた場合に、こうした財政支出でよろしいかどうか。特にこの奨学金問題を考えた場合に、どうとえたらよろしいかということをひとつお答えください。

○森國務大臣 中西さんに諸外国にわたります奨

学制度等もお調べいただき、大変参考にさせてい

ただきまして、まず感謝をいたします。

日本の文教予算は、国全体の予算の比率からい

きますと大体一〇%程度、もちろん教育予算がこれでいいかどうかということについてはそれなりの立論が出てくるだろうと思いますが、その金がどこにどういうふうに使われていくのか。き

のも内閣委員会でいわゆる定数是正の御質問がございました際にも申し上げたのですが、要是ア

ライオリティーの問題だろうというふうに、現実

の問題の対処の仕方は私はそう言わざるを得ないだらうと思うのです。

奨学制度については給与制というのを、先生が今御主張をいたいでおるわけです。それはもう

貸与制より給与制がいいに決まつてゐるわけ

です。多くの学生たちのいわゆる教育にかかる経費ができるだけ公費で援助をしてあげるというこ

ともこれは正しい、私はやはり真理だらう、こう思ひます。しかし、国の財政状況というのがこう

いう状態になつて、いろいろな意味ですべての点を一度見直してみよう、洗い直してみようという

のが、今の行政改革あるいはまた財政再建問題で

ございます。しかし、國の財政状況というのがこう思ひます。しかしながら、國全体の財政の中ではどうやつていか。そして、そ

の枠の中でどれを優先順位で決めていくか。そし

てこの法案をお願いをいたしております際に申し上げておりますように、できるだけ量的拡大もし

ていかなければならぬ、事業量もふやしていきたい、対象の人間もふやしていきたいということになれば、この併用制度をお願いせざるを得ない。

そうした行革の立場からいえば、奨学金はある有利子でもいいのではないかという声が出てくるのも一つの意見でしよう。これは全くダメだ、いけませんとは言えないのであります。そういう中で、今度国会でお願いをいたしました併用、そ

して一部制度を改善をしていく、整備をしていくことによって、局長がたびたび申し上げておりますように、まだ受けやつたものではないわけであります。併用の形でお願いをいたしておるわけでございま

した宮地局長自身も、恐らく基本的にはあなたの考え方と同じ、教育を預つておる任にありますゆえに、なおそしあなたのようなお立場をとりたいたいというのは、これは個人的にはむしろあなたとのではないか。そういう中で改めて、日本のこれらの教育予算の支出、あるいはそれに伴つて諸

考えと同じ、教育を預つておる任にありますゆえに、あなたが二十世紀を展望して、あるいは日本の国は経済大国と言つて誇つてゐるではないか、こういう御指摘がございましたから、あえてそしたことを全般を含め、日本は日本の教育のあり方、あるいはいわゆる公費の負担の仕方、そうしたことなども検討いたしましたこととすべく含めて、今中西さんが二十世紀を展望して、あるいは日本の国は経済大国と言つて誇つてゐるではないか、こういう御指摘があつた多くの学生の立場から見て、いろいろな角度の中で、また日本の国が歴史的に今の制度を一つの選択をして今日まで来たわけでございますから、そういうことをいろいろ考えてまいりますと、大変大事な問題だと考えております。

今先生からも御指摘ございましたけれども、新たに教育改革論議というものを国民の中にこうしてお願いをいたしておることも、やはり臨時教育審議会での掲げた問題をどうするかということは言及はできませんけれども、当然二十一世紀に備えての日本の教育制度全般にわたつて論議をしていくことになれば、教育の経費は国のことだけの支出であるべきなのか。あるいは、今まで踏み込まなくちやならない

いようになつてくるんですよ。そうした場合に、経済大国と言われる日本の場合には、それでは有利になつておるかどうか。この点は非常に低いわけですからね。だから、あらゆるものを持たつてみて、教育費が今どういう状況に立たされておるかというのを考えてみた場合に、この教育費一連のものとして奨学金の問題も取り上げることができるということなんです。

特に行革問題が論議され始めてからどうなづたかというと、例えば八二年、五十七年でありますけれども、文教は二・六%の伸びであり、八三年

がマイナス一・一、そして八四年が〇・八といふように、この伸び率は二・三でしよう。ところが、

防衛費を見ていきますと、防衛費の場合には七・八ふやした上に、それに加えて今度は六・五があります。

業として育英事業を行なうという帝国議会における

規模の学資貸与事業をやるということにはな

らぬだろ、こう考るわけです。

○宮地政府委員 その点は、先ほども申し上げま

したよ

り、六・五五があるということになるわけですか

ことになりますと、この教育費論議を根本的にやるときは、もう時間がありませんから私はこれでやめますけれども、そうした点で大変落ち込み始めておるし、これから後、この奨学生

の問題について枠を拡大したり、さらに我々が期待をするような方向に向けてこれが増額されにくかということになつてくると、決してそうでないところで私が指摘しなければならぬような状況に今なつていきつあるから、私たちはこのことを

会法では、国家有用の人材育成ということを目的としてつくられてきたものでございます。

その点は戦後、憲法なりあるいは教育基本法を

受けまして、「国及び地方公共団体は、能力がある者に對して、奨学の方法を講じなければならぬ。」ということが規定をされ、そういう点を受け

て、戦後、学校教育の普及拡充ということで高等教育もかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に對して、奨学の方法を講じなければならぬ。」ということが規定をされ、そういう点を受けました。

さて時間をかけて言つておるわけですね。

ですから、そうした点を十分踏まえた上でこの論議をしておかぬと、ただ単に奨学生の枠をこれだけふやしましたというだけでも論議をしてい

ります。

さあ、それで時間をかけて言つておるわけですね。

かかるいじやないかというよ、一昨日の論議を聞いておりますと、そういうことで枠を拡大し充実しましたというよなことを言つておるわけですが、私はこれは大変な誤りだと指摘しなくちやならぬわけです。したがつて、時間があれば、先ほどから言う財政の見通しなり国の歳出に占める教育費の割合、あるいは国民総生産が世界的にどうなつておるかといふところあたりまで含めて本当は論議をしておかないと、極めて矮小的な論議で、これだけふやしましたからいいじやないかというよなことになつてしまふのじやないかということを私は大変危惧しております。

そこで、もう時間がありませんから、私は二、三の点だけ聞いておきます。

今度の新法による日本育英会法改正は、何を目標にして改正をしたのか、その点をお答えください。

○宮地政府委員 日本育英会法でござりますけれども、これは先生御案内のとおり、経緯から申せば、昭和十八年に財團法人日本育英会として国家的

ざわざこの育英会法を改正するということにはな

らぬだろ、こう考るわけです。

ですから、この變えるという中には、以前はそ

うしたことが余りにも軽視をされておつた、しかし今回の場合にはこのことが明確になつてますよ

うように私は理解をしたいのですが、それで

よろしいですか。

○宮地政府委員 その点は、先ほども申し上げましたように、本来この目的規定としては、教育の機会均等という規定は現行法には規定されていないわけですが、それは立法当初の経緯を先ほども申し上げたわけでございます。しかしがら、育英奨学生事業そのものの実施

といいましたは、もちろん憲法なり教育基本法を踏まえた運用として実施をしておるわけですが、その点は戦後今日までの育英奨学生事業についての充実という実態をございましたが、その点は戦後今までの育英奨学生事業に對する精神を踏まえて、より多く

の学生生徒を対象とするよう拡充をして今日に至つてきておるという状況があるわけでございまます。

それらを受けまして、今回の改正では目的規定でも、人材の育成とともに教育の機会均等に寄与するということを目的と掲げた、教育の機会均等に寄与することを今回の育英会法の目的的点で明確に打ち出した点でございます。事柄としては、

ただ、從来、育英会法の改正の機会は何度かありますけれども、その点は一言で申せば大変部分的な改正ということが行われたわけですが、私は一度でござります。

そこで行管厅に、きょうおいでなつていて思いますが、お聞きをしたいと思います。

○中西(續)委員 ですから、そうであればあるほど、私は今度の改正の中に、後になつて出てくる有利子問題が一つ大きな問題になる、こう指摘せざるを得ないわけです。

そこで行管厅に、きょうおいでなつていて思いますが、お聞きをしたいと思います。

○中西(續)委員 ですから、そうであればあるほど、私は今度の改正の中に、後になつて出てくる有利子問題が一つ大きな問題になる、こう指摘せざるを得ないわけです。

そこで行管厅に、きょうおいでなつていて思いますが、お聞きをしたいと思います。

○新村説明員 お答えいたします。

第三次答申で、「育英奨学生の充実等」と提言では言つております。臨調当時の議論、いろいろ議論の末こういう形の書き方になつております。たゞ、全体の文脈といたしましては、「充実等」といふことは、高等教育の機会均等を確保するためには、高等教育の機会均等を確保するためには、「育英奨学生の量的拡充を図る」というところに

意味しているのですか。

○新村説明員 お答えいたします。

第三次答申で、「育英奨学生の充実等」と提言では言つております。臨調当時の議論、いろいろ議論の末こういう形の書き方になつております。たゞ、全体の文脈といたしましては、「充実等」といふことは、高等教育の機会均等を確保するためには、「育英奨学生の量的拡充を図る」というところに

意味しているのですか。

○中西(續)委員 お答えいたしま

す。

いろいろあるでしょうから、そういう皆さんに均等化するためには、授業料負担などについて量的の拡大を図ることによつて均等を図つていくということを意味しておると思うから聞いたわけです。ですから、この「充実」という意味は、今言うように、授業料などについて十分な支払い能力が出てくるような体制をどうとるかということになつてくるわけですね、量的拡大というのは。あなたたちは、どっちの量ですか。

○新村説明員 先生のお尋ねは、「量」と書いてある意味がどういうことかというお尋ねだと思います。

私どもは、臨調が終わった後、行革審議会とてそれを受け継いでおりますので、その細目についてどこまで私がここでお答えすべきかわかりません。ただし、やはり高等教育の機会均等を確保する、他方で教育費の上昇なり授業料負担の中でも「授業料負担について」という言葉のところの――先生の御質問の趣旨、ちょっとわかりにくいでござりますけれども、授業料負担が重いか軽いか別としまして、とにかく授業料負担といふものの問題が起る。それについては、高等教育の機会均等というのはやはり幅広い中でやつていて、かなければいけないわけだから、そのためには量的拡大を図る。ですから、端的に言えば、貸付枠の拡大を図るということを臨調答申は言つていいものと私どもは考えております。

○中西(續)委員 ですから、私も、今行管厅の方から言われたように、少なくとも機会均等を確保するためには、授業料負担などについて量的の拡大を図ることによつて均等を図つていくということを意味しておると思うから聞いたわけです。ですから、この「充実」という意味は、今言うように、授業料などについて十分な支払い能力が出てくるような体制をどうとるかということになつてくるわけですね、量的拡大というのは。あなたたちは、どっちの量ですか。

○新村説明員 先生のお尋ねは、「量」と書いてある意味がどういうことかというお尋ねだと思います。

○味の角獣が

新村説明員　お答え申し上げます。  
私の言葉が舌足らずだったかもしれませんので、まずおわび申し上げます。  
この「量内法」についても、答申は言及しておらず、

○官地政府委員　お尋ねの点は、量的拡大をする際に有利子の貸与事業ということを考えておられるけれども、それと教育の機会均等ということとどうかというお尋ねかと思うわけでございますが、私ども、もちろん臨調の答申がありましたことも踏まえまして、しかしながら、当初言われておりますけれども、その点は、文教施策としてどう考えを考へるかということについては、既に御説明もしておりますように、調査研究会で種々御議論をしていただきた上、無利子貸与事業は制度の根幹として残す、その上で、かつ量的拡大を図るためには、今日の財政状況その他全般を受けて、片や貸与月額の引き上げも行なががら量的な拡充を図ることすれば、有利子貸与事業として、もちろん負担を考えてそれを低利にするという基本線は私ども踏まえておるわけございますけれども、そういうことを取り入れることによつて、今日の置かれている状況下で貸与月額の引き上げと量的拡充との両方の要請を受けとめていつて、全体の事業費としては伸ばしていくという対応をしたわけですがござります。

○中西(績)委員　一昨日から論議されておりますように、こうした量的拡大を図る——私は、枠の拡大を図っていくということは間違いでないと思う、我々が機会均等を目指としてやるならば、量的な拡大、貸付枠の拡大をしていくといふことは。だが、問題はその中身ですよ。やり方を今言うように有利子化によってやるかどうか、あるいは無利子を根幹とするという言い方をしておられますけれども、根幹とするかどうかは別にしまして、とにかく今までの話の過程をずっと考えていただきたいと思うのですよ。

日本の場合には、世界に余り例のないような貸与制一本で来てますね。それで今までずっと来た過程があるわけです。外国の場合も、財政的なうなんですか。

厳しさというのはみんなあるわけですね。これは井上さんの報告の中にみんな出ています。しかし、それを全部乗り切りながらどう対応するかということをみんな考えています。

ところが、今、この法改正からいきますと、量的な拡大を図るということ、そのことはいい。また、しなければならぬと思うのですけれども、そのやり方が、今度は諸外国に全く類例のない有利子、こういう体制をとろうとしていますね。外因の場合は、例えばアメリカの場合には有利子制度などありますよ。あるけれども、その中身といふのは、根幹になるのは給与制でしょう。補完的な意味で貸与制があり、ローンがある、こういう格好でしよう。日本の場合にはそうしたことではなくて、むしろ今度は大きく後退をする中身でしかない有利子制を導入して、ただ単に枠を、数をわざかだけれども拡大をしていく。一昨日から論議されておりますように、これはもう論議する時間がありませんから私はここでは申し上げませんけれども、利子補給の面やいろいろなことを全部計算していくば、おとといですか、全部資料を提出してくれと言つたのだけれども、まだ出てないようであります。そういうことからいたしますと、ちつとも財政的にもこれが大きくプラスをするとかなんとかいう中身じゃないのですよ。それなのに、何でこういうことを導入しなければならないかたかということが私はどうしてもうなづけないのでですね。この点、どうなんですか。

○富地政府委員 諸外国の制度に比べて我が国の制度そのものが立ちおくれているのに、なぜさらにも有利子制度というような、ほかの国にない制度を導入するのかというわけでござりますけれども、従来から御説明をしている点でございますが、その点は、無利子貸与制度はもちろん制度の根幹として存続をさせるという点で、私どもとしては、臨調で言われておりました点を文教施策としてこれは必要であるという判断のもとに、むしろ無利子貸与制度そのものを根幹として存続させようという観点で、私どもはその点は文教の立場を

十分貰いたつもりでございます。  
しかしながら、片や貸与月額の増ということも、図つていかなければならぬ。そして、かつ量的な拡充も図るというような要請をどう解決するかということで、今回お願いをしておりますような有利子制度を導入するということにしたわけでござります。もちろん、「これについて、一昨日の御議論でもいたしましたように、私どもとしても将来の返還に当たつての負担といふことも十分配慮いたしまして、その点は年利三%で低利を貢くということと、これは從来の私大奨学事業の場合よりも利率の点で申せばさらに低利で抑えておるということでございまして、私どもとしてもその点は十分配慮をして奨学生の将来の返還の負担ということも念頭に置いた対応をしたつもりでございます。

したがいまして、奨学制度をどう運用していくかというのは、それぞれ置かれている状況に応じて対応は異なることでございますが、御指摘のように無利子貸与事業を、貸与月額も人員もともに伸ばせるという財政状況下であれば、もちろんその選択をするに私どももやぶさかでないわけでござりますけれども、現実の問題はそうではないわけでございますので、こういう対応をして、月額の増と量的な拡充という、いわばその両面を達成するという観点から今後の有利子貸与制度を導入したということでございます。

○中西(継)委員　いろいろ言つておりますけれども、まず第一に確認をしなければならぬのは、さつきから何回も言つてあるように、例えば外国の場合を考えてみますと、英國の場合が進学率は二・一%だけれどもその奨学生の率は九〇%であります。そして、しかも今度はフランスの場合だって二四%で、その一〇%だけれども、ちょうど日本と同じ体制に入ろうとしておる西ドイツの場合すね。だから、数が第一に少数だということ。同じような形態に近いアメリカの場合だって、これ

はもう既に四五%に達しているわけですからね。ですから、結局少数であるし、低額であるし、それがならないから、あるいは低利であるからこれをつけ加えるんだという言い方は、私はどうしても出でこぬと言うのですよ、日本の財源からしましても、財源がないないと言うけれども、やる意思があるかないかによって決まつてくるのじやないかと私は思うのです。こちら辺をひとつ踏まえないと、それを前提にしてすべてをローラーかけていくということになれば、どこかでつじつまを合わせなければならぬから、こうした措置だつてとらなくちやならぬということになつてくるわけでしょう。

ですから、私は、今までの論議の過程からいたしましても、少なくとも今日日本における奨学資金というものがどういう位置づけに置かれておるかということをもう一度根本的に論議をし直さぬと、これをここでよろしいとかあるいはそうあるべきだと幾らあなたたちが言われても、そうにはなかなかなり得ないとと思うのですね。特に、根幹とするこの無利子の貸与生だつて九千人減らしていいるわけです。実際に一般会計からの持ち出しの金額を考えてみましても、ことしの場合には四十六億ぐらいの減額しておるわけでしょう。全体的な貸付金額は上がつていますけれども、それは返つてくる金だとかそういうものが相当数入つてきますから、全体的には押し上げていますけれども、実際にはそれに無利子で処置をする分については四十五億程度はマイナス予算になつてゐるのであります。ですから、皆さんが本当にこの点について前進的に物を考えておるかどうかということを考えた場合に、私は、そうはなつてない、こう受けとめざるを得ないわけなんですね。

そこで、私は一つの例を申し上げてみたいと思ふのですけれども、育英奨学制度の抜本的改悪に反対する連絡会議が奨学金問題に関するアンケートを、文部省・大蔵省・行管厅という関係の省庁に特定しまして調査をしていますよ。これを見ま

すと、残念ながら出てきた数は確かに少ないと。あなたはどう思いますか」というと、「高過ぎる」「や高い」というのが七〇%近くもやはりある。これはおたくのですよ。あるいは金を握っている大臣省、あるいはこういふことをやれやれと言つて、これまた非常に高い率を占めている。あるいは「あなたの現在の年収で日本育英会から奨学金が借りられますか」ということを聞きますと、「借りられない」という人が非常に多いわけですね。係長、課長以上の人たちの中では、半数以上がみんなそれに該当するでしよう。現行収入基準が私立大学で奨学金の場合で五百二万円以下になつてしますからね。こういうようなことをずっと調べておきますと、本当に私たちが主張するようなことが、そういうところにいらっしゃる皆さんの場合だつてみんなそうなんです。だから、大臣は先ほど、局長も私より以上にこうした問題については公費でもつて拡大をしていきたいだろうということを言われおりましたね、そのことが如実に計算の上から出てきます。もう全部を言う時間がありませんけれども……。

十億マイナス、三年間で千二百億を超える額になつていますよ。そうなると、これこそ最も典型的な公共事業。全国津々浦々のこうしたもの、他の公共事業を高める高めろと言つてゐる人たちが、この分についてはどんどん削り込んでいくというようなことを平気でやつておるわけでしょう。こうしたことを考え合わせて、いきますと、今本当に我々が、経済的な面からいたしましても、あるいは私たちの生活の面からいたしましても、それから教育の面からいたしましても、このことが今どうあるべきかということを問い合わせておる時期であるがゆえに、だからこそ二十一年紀を目指す教育改革というのを打ち出してきたのだろうと私は思うのです。だのに、こういう問題についてもむしろマイナスの面を追求する、こうしたことしか出ておらないというところに、私は行政施策、政策の貧困さというものがあるのではないかということを感じるわけです。この点、大臣どうですか。

○森国務大臣 おしかりをいたくかもしませんが、諸外国の例、比べてみなければならぬ点もありますし、制度として関心を持たなければならぬところもございますが、数字の絶対数から言えれば少ないという面もございますでしょう。そういうことを申し上げたらまた先ほどの議論のようになつてしまいますが、いずれにいたしましても、厳しい状況の中で少しでも量を拡大したいのだ、少しでも単価も上げてあげたいのだ、そういう気持ちの中で、政府といたしまして最大限の努力をして新しい方策を見出していくわけでござります。

基本的には給与制がいいというのは、私も先ほど申し上げたように、いいことはいいに決まつてゐるわけでございますが、制度の採用というか選択として、政治判断として、私どもはこの方法をずっと選択してまいり、その中で少しでも改善するよう努めをしてきた、こう申し上げる以外にはないわけでございます。

新たな給与制を検討してみる、またもう少し育

英制度といふものについて根本的に改めてみるといふことは、これはまた別の政治次元の問題でござりますので、私自身としても、十二分にこうしたことは将来検討してみる一つの大きな課題であることは間違ひございませんが、そこまでまいりますと、議論といたしましては、教育経費の全体の負担をだれがどう持つのか、また、同じような年齢層の中での学生に対する国のあり方と、そうでない、現実に社会に働いている人たちとの不公平、公平という問題点、いろいろな角度から見ていかなければならぬというふうに思います。

私は何度も申し上げておりますように、中西さんにお先ほどから御指摘いたしている点は、ある意味ではと言つたらまたおしゃりをいただくかもしれませんのが、ある意味では正しい理論だらうと思います。ただ、今の日本の国として、従来の歴史から今の制度を選択してきて、その中で改善をしていきたい。そして、さまざまな意見が育英奨学といふものに対して今起きているわけございまして、その中で苦労をいたしながらこういう方策を生み出したと、いうことでござりますので、この方策は御議論といふもの、そしてまた賛成、反対といふものは当然あるわけございましようが、私どもいたしましては、この制度で少しでも学生諸君に対する量的な拡充をしたい、こういう考え方から編み出して、国会でぜひ御賛同いただきたい、こういう意味でお願いをいたしておるわけでござります。

○中西(織)委員 少なくとも私は、森大臣は長い間教育行政を中心据えて政策追求をされたといふことをお聞きしておりますけれども、そうなつてまいりますと、財源といふことを絶えず言われるわけなのだけれども、その財源をどのように配分するかということが政策追求する場合に問題点

英制度といふものについて根本的に改めてみるといふことは、これはまた別の政治次元の問題でござりますので、私自身としても、十二分にこうしたことは将来検討してみる一つの大きな課題であることは間違ひございませんが、そこまでまいりますと、議論といたしましては、教育経費の全体の負担をだれがどう持つのか、また、同じような年齢層の中での学生に対する国のあり方と、そうでない、現実に社会に働いている人たちとの不公平、公平という問題点、いろいろな角度から見ていかなければならぬというふうに思います。

だらうと私は思うのですね。

そうした場合に、先ほどから皆さんが主張なさつておられるように、無利子貸与を根幹とするということを言い張るなら、少なくともそれを基本に据えて、どう拡大をしていくかということを考えるべきではないか。その際に、むしろ、片や予算面における財源が厳しいから、それによってすべてを圧迫しますよ、その圧迫する部分が、では教育という部分をどういう位置づけをしていくかということで論議をしていかなければならぬわけありますから、その際に、私は例として、これは当たるかどうかわかりませんけれども、私たちに言わせると、財政事情という点だけを取り上げていくなら、これが設けられた昭和十八年ですか、ですから一九四三年にこれが取り上げられたと思うのですけれども、こういうことになつてしまつていて、それが設けられた昭和十八年でありますから、當時は軍事経済下における財政事情というものはどうあつたかというのを私たちはここで論議する必要も何もないのです。そういうときには物すごい伸びを示すといふことは、財源的には物すごい財源が必要であったということを意味するわけです。ですから、ああいう時期においてもやはり教育といふものを大事にした。目的的にはいろいろ問題があるでしょう。しかし、大目にしたと、いうことについては私は変わりないと思ふのです。

○愛野委員長 午後一時から委員会を開会するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

的なる理由といふものはどうしても頭に引っかかるわけござります。そういう中でいろいろ苦慮をしながらも量的な拡大をぜひやっていきたい。こうすることで、無利子から一部有利子貸与

制といふものを組み合わせてやっていこうといふことにいたしまして、確かに無利子の対象人員は少し減つていくわけでございますが、全体的な枠として事業量を拡大する、あるいは単価アップなどを正する趣旨、もつとざくばらんに言いますと、私はどこにあるのかということを、まず大臣にお尋ねをしたいと思います。

○森國務大臣 たびたびお答えを申し上げておりますと、當時は軍事経済下における財政事情というものはどうあつたかというのを私たちは施行されました昭和十九年以来、各種の貸与を受けた学生生徒は大変大きな数字でございます。三百五〇万を超えて約四百万近く、それが今日の日本の國の繁栄のために大変寄与していただいたわけ

でございます。そういう意味で、日本育英会法といふのはまさに日本の繁栄のために大きな役割を果たしているというのも御承知のとおりでございます。

最近よく言われますように、高等教育に進学される方々が量的に大変多くなつてまいりました。そういう意味で、そうした普及状況を踏まえながら、そしてまた一方におきましては、日本の国の大経済情勢あるいは社会のいろいろな要因、そういうことを考えまして、育英奨学といふものをもう少し抜本的に見直し、ある意味では改善充実をしていかなければなりませんが、また一面、臨調におきますような答申あるいは指摘等もございましたことを考えまして、育英奨学といふものをもう少し名目の金額は上がろうとしております。また、有利子とはいへ、対象がかなり大幅に拡大をした。しかし単価は、上がったと言えるほど評価する人がいるかどうか別にいたしまして、少なくとも名目の金額は上がろうとしております。また、有利子とはいへ、対象がかなり大幅に拡大をされるという一面があります。無利子貸与の枠が狭まつたことはマイナスあります。コストが上がつたこと及び有利子とはいへ、枠が拡大されることが大事にするかという、こっち側をどれだけ重視し得るかどうかという論議になると私は思うのです。これを議論せずして、大臣が言われるよう、この点を私たちに十分理解できない。その点だけを申し上げて、私は終わりたいと思いま

たが、そこでなぜこれだけの議論を呼ぶのか。ただ、そこまで考えるわけではありません。そういう意味ではプラス面があります。そういう意味ではプラス、マイナスどちらが残るかなという感じで、言ふならば育英制度が幾らか変わるというふうな印象を一見受けれるわけあります。

ただ、そこでなぜこれだけの議論を呼ぶのか。ただ、そこでなぜこれだけの議論を呼ぶのか。

すが、この法改正によって、改正といいますか、法律が改められることによって変わるところと、もう一つは予算上圧縮をされたところとあるのではないか。法律と予算、法律とお金、これを混同いたしますと、無利子貸与が削られてその部分が有利子の費用に回されたかな、制度的にはえらい後退だなというふうになりますね。

これを区分けして考えますと、予算がマイナスシーリングで削られて、無利子貸与はそのまま残つてゐるのだけれども対象範囲が狭められた。しかし、窮余の一策として、財投資金であろうと何であろうとそれを導入して、有利子とはいえ粹を拡大すると言つて文部省の井上さんあたりが一生懸命苦労して、これはまさに大変ばらしいアイデアであると自慢されるかどうかわかりませんけれども、思つておられるかもわからない。そういうふうな見方ができないこともない。ゆえに、この育英制度を考えますときに文部省としてこれらのことについてどうお考えなのか、御説明いただきたいと思います。

○富地政府委員 御指摘のように、全体的にどう把握をしているかということです。例えれば今回もしも制度改正がなくして現行法のもとで五十九年度予算がどうかというような観点から考慮してみると、貸付金につきましては五%のマイナスシーリングということが予算編成全体の一つの流れとして打ち出されたわけでございまして、貸付金については五十八年度に比べて五%程度の減額とすることが出てくるわけでございます。そこで、この場合返還金の増が見込まれるわけでございますけれども、事業費総額としてはほぼそれに見合う程度の前年度同額程度ということになるわけでございまして、その中で仮に改善事業を行うとしましたら、人員を前年並みとすれば月額の引き上げは行えないということになるわけでござります。また貸与月額の引き上げを行えば人員の減少にうながる、人員の削減のみが結果として残つてくるという形になるわけでございます。そこで、そういう事情を考えまして、改善を行

うとすればということで先ほどもお話を出ましたけれども、無利子貸与制度はもちろん根幹として存続をし、一般貸与、特別貸与を一本化いたしましたので、とてもこの対象にならなかつたと思うのですけれども、国家有為の人材におれは自力でなろうと思った、今は悪い方になつたかも知れません一般貸与、特別貸与の一本化ということで、一般貸与は貸与月額も引き上げる、その上にさらに上乗せの増額、これについては必ずしも十分でないという御批判もあるいはあるかもしませんが、そういう増額を図つたわけでございます。

そこで、御指摘のよう、無利子貸与事業については人員が減となつたわけでござりますけれども、事業費としては約二億の増を図つております。それ以外に、さらに貸与人員の減といふことで、もし今回の制度改正なかりばということではなかつたかといふように理解をしていては、貸与する一つの今日の案としては、私どもとしては現在選択し得る道としてはこういう方法でございますと、貸与する一つの今日の案としては、私ども

としては現在選択し得る道としてはこういう方法ではなかつたかといふように理解をしていては、貸与する一つの今日の案としては、私ども

どう評価するのか、どう判断するのかさっぱりわかりません。私なんかは学生時代には成績が悪かつたので、とてもこの対象にならなかつたと思うのですけれども、国家有為の人材におれは自力でなろうと思った、今は悪い方になつたかも知れませんが、しかしながら、そんな評価というのは果たしてだれができるのか、学力だけができるのか、こういう問題がありますね。

できるならば、本当は学んでいこうという意欲のある人すべてに適用されるということが理想的です。先ほど来議論されているように、給与制度が一番いいことも当然決まつてることであります。しかし、そういう中で現在の財政その他を考へると、無利子貸与は予算面で制約を受けてしまふ。これは政府がそうしているのですけれども、その中でせめてもの努力として財投資金を活用して有利子貸与の枠を拡大していく、こういうことはある意味では私はこの奨学金制度の進歩であろうと思います。

ただ、よく心配をされますのは、無利子貸与制度が根幹であると先ほど來もおっしゃつている。しかしながら、有利子制度が導入されることによつて無利子の方はもうこれからよいよ難しい、無利子をだんだん削減していく将来は全部有利子制度にしてしまうのじゃないか。今は低利3%と言つておられるけれども、将来ともに3%でいいけるのか。できれば2%、1%の方がいい、もちろん無利子がいいけれども、今3%と言つておられる。これを悪い方に考えて、将来ともに3%を守つていいことにならざるを得ないとおもいます。金額としては、この返還金がありますからそれほど大幅の予算が削られているわけだから、結局現行法の現行法を適用いたしますと、コストの引き上げはできない、枠は狭められる。言うならばそのための予算が削られているわけだから、結局現行法のと、一般国会で成立を見ました今年度予算の中で現行法を適用いたしますと、コストの引き上げはできない、枠は狭められる。言うならばそのための予算が削られるわけだから、結局現行法の

そういうことは断じてしない、無利子貸与制度を根幹とし、マイナスシーリングの中で財政状態は厳しいから枠は今回減つてゐるけれども、このたびの拡大は今後とも努力していくんだ、そして有利子制度にそれがとつてかわるようなことは絶対しないのだというお約束ができますか。

○富地政府委員 御指摘の点は、私どもとしては、今回この制度を創設するに当たりまして、十分調査研究会でも御検討いただいた結論を得て対応しているわけでござります。無利子貸与制度を根幹として、ただいま先生御指摘のように、今後その拡充ということについてももちろん努力をしなければならぬことだと思っております。ましてや今御指摘のように、順次無利子貸与制度を有利子貸与制度に切りかえるというようなことなどは断じて考えておりません。

○中野(寛)委員 有利子貸与制度の中で、例えれば利息等の率が変わつてしまつた場合、文部省がつて、有利子制度の利子補給のために、例えれば御指摘のように無利子貸与の経費の方が削られるが削られるという心配はありませんか。

○富地政府委員 私ども、文教政策全体をどれも重要なものと考えておるわけでございます。したがつて、有利子制度の利子補給のために、例えれば御指摘のように無利子貸与の経費の方が削られるが削られるという心配はありませんか。

○中野(寛)委員 この法案審議の最中にはそういうような事態は断じてないよう私どもとしても最善の努力を傾けてまいりたい、かように考へております。

○中野(寛)委員 この法案審議の最中にはそういうふうに局長が約束したけれども、年度が変わつてますます苦しくなってきて、やれどうしようかというときに、その約束が破られるこれを恐れるわけです。恐らく皆さん、そういうおそれをお持ちだろうと思います。だから無利子貸与の枠も、これから財政事情にもよるけれども、それを乗り越えて拡大する努力をしていくんだ、そして有利子貸与もまたそれを補完するものとして充実発展をさせていくんだということであれば、単価アップも含めましてマイナス面は何もないわけでありま

れることがまず何よりも大事であると思うのであります。そのことがはつきりと約束されるならば、今問題なのは何かといえば、今だに結論が出来ないで学生の皆さんを待たせたままにしているということが悪いことになってしまいます。現行法で融通がきかせられないとかなんとかいうことで、現在の緊急避難的行動をこの委員会の意思、要望等によつて文部省は工夫をなさつていますけれども、本来はその必要がないような時期に早くこの結論を出すべきなのであります。今からでも遅くはない、それを急ぐべきである。そのためには文部省も、この法改定によつて与えるマイナスはないのだということを明らかに証明されることが何よりも肝要であります。そのため私は重ねてお聞きをしたわけであります。

再度聞きますが、法律が改定されることによつて無利子貸与の枠が狭まつたのではない、これはことしの予算が厳しかつたから狭められたのだ。

法律が改められようと、これから先、来年、再来年あらゆる努力をして無利子貸与の枠を拡大をしていく。また有利子貸与に変わることによってそれをなし崩しにしていくようなことは断じてない、くどいようですが、そのことを改めて大臣からも御確約をいただきたいと私は思います。

○森国務大臣 例えは単価アップにいたしましても、しばらく凍結をされていたわけでありまし

て、経済情勢から見ましても、物価あるいはまた学生の生活経費というものを考えてみましても、授業料等を考えてみましても、そこは当然できるだけ充実してあげなければならぬ、そのことは文部省としても育英奨学を大事にする考え方であります。

今、中野さんが御指摘になりましたように、財政状況はこういうことです。全体的にシーリングがかかつております。一方においては、臨調では奨学資金制度そのものについての考え方を指摘し

ております。中西さんのときの御質問にもお答えを申し上げましたが、社会全体が奨学資金という

ものについてどう考へているかなども、やります。

はり国民の合意も得ていかなければならぬものだ

ろうと思います。

そういう中でいろいろ考へて、今中野さんがお

つしやつたように、何とかして単価アップを図つ

てあげたい。しかし財政が限られている。したが

つて量の拡大はできるだけしていきたいといふ

は、これは自由民主党の今日まで文教政策をやつ

ておりました私どもにとりましても、育英奨学の

充実というものは大きな柱でございました。したが

つてここのことの拡大をということになります

と、今中野さんから明快なる御解説をいたいた

よように、まさにそのところなんです。確かにお

つしやつるとおり、もうここでこれ以上は利害の問

題でありますとか、あるいはまた、いわゆる無利

子貸与の枠をさらに削減していくとか、そういう

ことは大きな政策決定の問題になつてまいります

。私どもいたしましては、先ほどからたびた

び申し上げておりますように、無利子貸与制度と

いうのはぜひこれを根幹としていきたい、このこ

とがやはり第一義でございます。

しかしながら、学生の中にもさまざまな生活を

持つておられる人たちもおられるわけですし、か

れはやはり一般の通例によります、あるいはま

すし、私どもも政治家としてそのことは心して

いかなければならぬと考えております。

なお、利子につきましては、これはあくまでも

私どもの立場だけで考えられるものではない。こ

れはやはり一般的な通例によります、あるいはま

すし、そうした財政投融資資金等の利息等々とい

うものはある程度頭に置いておかなければならぬこ

とでございますが、しかし、こういう形で学生に

対する貸与という特殊な状況というものにかんが

みて、利子について最大の配慮をしていかなければならぬということを改めておきますので、断々断固として利息は絶対に今後とも変えませんといふことは、私は今の立場で言いたいのですが、私が

割合も引き下げる努力が当然なされなければなら

かないと思います。これらのことについての基本的なお考えはいかがでしょうか。

○宮地政府委員 特に我が国の場合、高等教育費

における公費負担の割合が低くて私費負担の割合

が高いという点は、御指摘のとおりでございま

す。

私費負担に占めます学生納付金の割合が高

いにつきましても、御案内のとおり、我が国が高

いだらうか。しかも、学生時代ならばともかくも

ちろん無利子であります。卒業後御返還をいた

だく、その返還のところからやつていただくわけ

でございますから、そして育英奨学制度というも

等教育については有償であり、かつ諸外国に比べて高等教育に占める私立学校の割合が高い、学生数全体の七八%を占めているという状況を踏まえまして、かつ私立学校においては基本的には学生の負担ということがあるのでございまして、これらを通じて見れば、全体でやはり学生納付金の割合等も高くなっているわけでございます。諸外国に比べてももちろんそういう状況にあるわけでございますが、先ほど来お話を出ておりますように、国によりまして、国情なりあるいは教育制度、アメリカの場合とヨーロッパ諸国の場合とにおきましても、既に高等教育のあり方そのものについても差もあるわけでございますし、また、そもそも高等教育の経費を基本的にはすべて公の経費で持つべきではないかという考え方も片方ある国も多いわけでございます。それらの点がございますので、一概な比較はできないわけでございますけれども、今回の制度改正に当たりましてそういう状況も踏まえまして、基本的には育英奨学事業の充実という観点から対応をしておるわけでございます。

○宮地政府委員 今回、財投資金の導入ということことで有利子貸与制度を創設することにしたわけでござりますが、問題は、さらに民間資本の導入といたることも考えるべきではないかという御指摘でございます。  
もちろん、それらの点も十分議論をすべき課題ということで対応はいたしたわけでござりますが、従来から一般会計からの政府貸付金などで基本的に対応してきたことに対し、今回の有利子貸与制度の創設に当たっては、安定的な資金の供給その他全般的に考えれば、やはり財投の資金を導入することが基本的には育英奨学事業の性格、あるいは事業の継続性、安定性というようなものから見て、当面は財投の資金で対応するといふことで処理をいたしたわけでござります。さらには、民間資金の導入ということも、将来の課題としては私も研究をさせていただきたい、かように考えます。

○中野寛委員 ちょっと育英事業と違うのですが、民間金融機関の行う教育ローン、育英会がやる育英事業もこの教育ローンと同じだ、こうおっしゃる方もいらっしゃいますが、そういう比喩は別にいたしまして、民間金融機関の行う教育ローンについて、学生の学力それから家計や融資金額や返済期間等の融資条件等について一定の要件や基準を設ける、また、それに合致した者については育英会が利子補給をするというふうな別な幅広い工夫というものも、育英事業の拡大の一環として工夫されてもいいのではないかどうか。しかし、これとドッキングさせることは技術的に大変難しいことはよく承知いたしておりますが、工夫の余地があると思います。いかがお考えでしょ

○富地政府委員 過去に文部省におきましても、学生の負担軽減方策の一つということで、昭和四十五年から四十七年にかけまして、学資ローン制度の創設について検討を行つたことがあるわけですがあります。ただ、その際は、金融機関から要求をされますいろいろな条件につきましていろいろ問題点があるということで、当時その創設が見送られたなどというような從来の経緯がござります。  
したがつて、こういう過去の経緯もあるわけでございますので、今回は育英会そのものが低利の有利子貸与制度をみずから実施をするという形でこの制度をつくったわけでございまして、さらに、お話しのようないくつかの民間金融機関の行いますローンについて公的な機関がどう関与すべきか、より積極的にそれを伸ばすために対応すべきではないかというのには確かに貴重な御意見かと思うわけでございますけれども、私どもといたしましては、今回制度創設をお願いしております育英会そのものの行いますこの低利の有利子貸与事業が、実際に学生の要望に対してどこまでどういうぐあいにこたえられることになるのか、そういう事業の実施状況その他も十分見ました上で、さらに御提案のような事柄を積極的に考えるべきかどうかについてはそういう時点で検討をさせていただきたい、かように考えております。

○中野(寛)委員 それでは、若干技術論といいますか各論についてここで尋ねをいたしますが、無利子貸与制度と有利子貸与制度の対象となる学生は、どこがどのくらい違うのですか。

○宮地政府委員 無利子貸与制度と有利子貸与制度の対象となる学生でございますけれども、対象となる者の基準については新しい育英会法が成立した後、この法律の趣旨に沿つて決められることになるわけでござります。

現在考えておりまして、点で御説明を申し上げますと、家計収入の限度について申し上げますと、給与所得世帯を例にとりますと、大学の無利子貸与にありますことは、國公立大学で現行の四百七十二万円から五百六十五万円に引き上げることに

し、私立大学では現行の五百二万円から五百九十万円に改定をするというような考え方で考えております。なお、有利子貸与の場合にありますと従来所得制限が相当きついという点があつたわけでございますが、今回それらの点の改善とともに、さらに有利子貸与の場合には百万円程度上回るということことで、対象範囲をそれで相当広げていくという考え方をとつております。

それからもう一つ、学業成績の基準の点でございますが、大学の現行の一般貸与が高校成績平均が三・二とということで、これも数字でとらえることについての是非についてはいろいろ御議論があるところでありますかと思ひますが、現行はそういう形になつております。特別貸与が高校成績平均が三・五になつておりますので、こういうものを考慮しながら決めることになるわけでございますが、無利子貸与についてはおおむね高校成績が平均三・五以上、有利子貸与については三・二以上というようななところで学力の成績の基準というものを考へるという方向でただいまのところ対応いたしたい、かように考えております。

○中野(寛)委員 それともう一つ、無利子貸との中で今回一本化されるという提案がなされているわけでありますか、その理由は何ですか。

○宮地政府委員 現行の一般貸与と特別貸与、特別貸与は途中つくられたわけでござりますけれども、制度の創設当初においてはその単価も二倍以上の大差な差があつたわけでござりますけれども、その後単価増がほぼ同じ額で引き上げられてきたというようなことなどもございまして、特別貸与の自宅通学の単価と一般貸与の単価とを比較いたしますと、現時点では割程度しか差がないといふことになつております。したがつて特に区別を設けるということについてその意義が薄れてきておる、さらに今回現行の無利子貸与制度のほかに新たに有利子貸与制度が加わることに

なるわけでございまして、この機会に無利子貸与としては一本化し、かつ貸与月額としては特別貸与に吸収するという形で貸与月額の改善を図るということにいたしたわけございます。

なお、そのことに伴いまして、特別貸与を受けた者が一般貸与相当額の返還を完了しましたときにはその残額を免除してきた従来の特別貸与返還免除制度といふものはこの機会に廃止するということで、これは、返還免除制度についていろいろ議論がございまして、現在教育、研究職等について返還免除制度を、もちろん要件がございますがつておるわけでございますけれども、それらについても全般的に返還免除制度そのものを廃止すべきではないかという議論も片っ方あつたわけですがございます。しかしながら教育職、研究職の返還免除制度は、制度として存続し、一面、それらの議論を受けまして、ただいま申し上げたようことで一本化をするわけでございますが、そのことに伴つて、從来ございましたこの特別貸与の返還免除制度は今後は廃止するということに踏み切つたわけでございます。

○中野(寛)委員 この返還免除制度といふのも私はそれなりに大きな意味があつたと思いますね。今回、教育または研究に携わる皆さんの教育職、研究職の返還免除制度は継続される、一方教員養成学部の特別枠の廃止というので、これは二千七百八十八人減る。教員養成学部ですから、そこで卒業した方が全部先生になるわけじゃないわけで、それはそれなりにまた別の考え方があるかもしれませんけれども、しかし、教育というものの持つ意味から考えれば、でき得る限りこういうものについては粹減にならないような努力が必要だと思います。そういう意味では、そのことは要望しておきたいと思います。

教育分野に優秀な人材を確保するという意味で教育職、研究職の返還免除制度といふものは設けられてきた。何で学校の先生ばかりを優遇するんだという意見もあると今局長おつじやいましてたが、確かにその意見もある。私は教育の問題を

論する人間の一人として、これはやはりできるだけ大事にしていきたいと思います。そのために、国民の皆さんに、いわゆる無理解な人たちに説明するためには、お尋ねをいたしたいと思いますが、この返還免除制度が今日まで上げてきた効果についてどうお考えですか。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、いろいろ議論があつたことは事実でございますけれども、私ども結論としては、教育職・研究職に対する返還免除制度は、やはり我が国の将来の発展の基礎となる学校教育の分野でございますとか、あるいは学術研究分野に優秀な人材を確保するための基本的な施策としては大きな役割を果たしておると、いうことで、制度として存続することにしたわけでございます。

校、短期大学の学生と同様に奨学金を貸与する制度を創設して広げてまいってきておるわけでござります。もちろん要件がございまして、高等課程及び専門課程に在学する生徒のうち修業年限二年以上で職業に必要な技術を教授する学課に在学する生徒とすることで対象は絞られておりますけれども、そういう専修学校にまで対象を広げてきたということは、広い意味での生涯教育といいますか、教育のいろいろな広い分野で、単に学校教育法一条の学校ということに限定をしないというところまで広げてきておるわけでございます。

それから夜間部の学生の場合でござりますけれども、これも昼間部の学生と同様に奨学金貸与の対象にはいたしております。

それと御指摘の通信教育の場合でございますが、大学の通信教育を受ける学生に対しましては、スクーリングの実態を勘案いたしまして奨学金を貸与いたしております。五十九年度においては、夏季等特別時期のスクーリングの場合は、一期間について六万五千円、通年スクーリングの場合は私立大学と同額の、自宅通学は月額三万一千円、自宅外通学は月額四万一千円という貸与でございまして、通信教育の場合も対象として取り上げているわけでございます。

全体的に高等教育が非常な広がりを持つていてことに対して、基本的には育英奨学事業も広がりを持つてそれらに対応するという方向で考えていかなければならぬ、私どもかように考えております。

○中野(東)委員 最後に、大臣に基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

私も、実は中学のときからP.T.A.の会費も納められない、高校も、公立高校に入りましたが授業料が払えませんでした。担任の先生からは夜間高校へ行きなさいと勧められました。しかし、別の先生に相談をいたしますと、一回教育委員会と相談をしてみるといつて相談をしていただきて、結果として高校は授業料を免除していただきまし

も大変恼まましたけれども、自分で稼いで行くならばよろしいという親の言葉でございましたから、結局学生時代は自宅通学ではありましたが、学費及び生活費はすべて自分で稼ぎながらの通学でした。そのときに、私はこの育英制度を残念ながら利用しませんでした。残念ながらといいますか、意地つ張りで利用しませんでした、受けいても恐らく成績の方で落ちていたかも知れませんけれども。いずれにせよ、自力で一回頑張つてみようという気持ちでした。

しかし、私がそうだからといって、育英制度がどうでもいいという気持ちはさらさらないのであります。あの当時のことを振り返れば、今でもこの育英制度はもつともっと充実させなければいけないことは事実なんです。大切なことだと思います。自分で苦しんできただけに、その悩みを痛感いたします。そして、これは給付制度であることにこしたことはありません。むしろ国立大学ぐらい授業料なし、そういうふうにできぬものかとつくづく思います。しかし、「一挙にそこまで持っていくことは難しいでしよう。先ほど来申し上げたように、少なくとも無利子貸与制度を圧縮するようなことがないように、コストをできるだけ引き上げていく努力」そして有利子制度もまたより多くの皆さんに利用していただくという意味での拡大、そういう基本的な精神を持ちながらこの育英制度が考えられることを強く望みます。

と同時に、例えば民間資金のことやそのほかあらゆる工夫を重ねて、学生たちが安心して学ぶことのできる体制をつくることは私どもに課せられた義務でもあると思います。今この育英法の改正案が出されております。これはこれとして、現行法と比較しながら私どもは最終的な判断をしたいと思います。しかし、先ほど来も同僚議員から触られておりますように、教育ローン的育英ではなくて、本物の奨学金制度等々これからより一層積極的に研究を重ね、育英制度を充実させていかなければならることは事実だと思います。そういう意味で、積極的な取り組みを文部省としてと

るお気持ち、用意があるかどうか、これを大臣にお聞きしたいと思います。

○森國務大臣 いろいろ御指摘をいただきましたが、十分拝聴させていただきまして、私どもとしても基本的には奨学制度というものを、もし皆さんにこの法案が御承認をいただくことになれば新しい方途を見出すことになるわけございまして、そういう多様な、またある意味ではもつといろいろな工夫を凝らし得るような一つの突破口になり得れば、そういうふうに考えていただければ、この法改正もまた将来にとつて大きな一つの弾みになっていくのではないか。中野先生から御心配の、逆の方向に、どんどん悪いように拡大していくということであつたならばこれはまた問題ではございますが、私どもとしては奨学制度といふものができるだけ充実をしていきたい、こういう気持ちが基本的にあるということをぜひ御理解いただきたいし、また大変御理解あるお立場でいろいろと私どもに対して御教示をいただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。

今中野さんが、昔の御自分の学生時代のお話をされました。奨学生制度というのは私の時代もあつたのですが、私は私とは全然縁のないものだと思っておりまして、何かといえば、これは勉強のできる人しかもらえないものだと思っておりました。私の時期は、昭和三十一年から三十五年まで大学でありますましたが、地方から東京に送金をしてもらうのが大体一万五千円から一万八千円というものが裕福な方で、かなりのいい方だなど見ておりました。授業料が年間たしか二万四千円だったと記憶いたしております。私は、父が貧乏でありますので、郷里から総額一万二千円しか送つてくれませんで、最初に七千円送られまして、月末に五千円送つてくるということことで、この区切りが非常に苦労の種でありまして、どうせくれるのなら一発でくれればいいのに、こう思つておりますが、大変そのころのことを思い出して、その分だけいつも授業料を使い込んでしまう、その授業料を払うために一生懸命にアルバイトをした

こと、後楽園のテレビを見ると、後楽園で牛乳売りをしたようなことなんかをいつも思い出すわけあります。それでも、奨学資金というのはありますけれども我々に全然縁のないものだと考えておられたわけですが、そういう面から実態を見てまいりますと、奨学生の対象というのにはかなり広がっておりますし、かなりの努力といいまして、うかうかしまずの、学問を進めていく皆さんにはかなりいろいろな意味で引つかかるような方策にもなつておるようございます。そういう面ではそ

の当時と比べて、また逆に言えば物価の上昇もあって、やはり拡大的な考え方をしていかなければなりませんが、この育英制度があつてもなおかつ苦労をして大学に通つていらっしゃる方々もいらっしゃいます。大学に通うことでも要素も含めなければならぬだろうということも十分考えております。

そういう意味で、奨学生制度というのは限られた人たちのものからもつと幅広く、いわゆる日本の中堅的な人材を養成していくという意味において、やはり拡大的な考え方をしていかなければなりませんが、この育英制度が、学生の皆さんもそうですが、この育英制度をめぐつて大変心配されている。この育英制度があつてもなおかつ苦労をして大学に通つていらっしゃる方々もいらっしゃいます。大学に通うことによつてより一層みずから練磨をし、また学び、そしてまた国家、社会にも貢献したい、その純粹な熱意を込めて学生は一生懸命勉強しております。それを受け入れる方の大学で今いかなることが起こっているのか、この機会に一つだけそのことに触れてお尋ねをしておきたいと思います。

同じ年齢層が逆にまた社会の中で一生懸命働いておられるわけで、そういう年齢層の人たちとの公平・不公平感というのも政治は十分に考えていかなければならぬことだと思っております。

○北島説明員 委員 大臣から、授業料二万四千円といたわれば、なかなかお手元にあります。それで、私はこの機会にもう一つお尋ねをしておきたい問題があります。これがやはり似たような年かと改めて考えたわけであります。

ただ、私はこの機会にもう一つお尋ねをしておきたい問題があります。

○中野(寛)委員 お答え申し上げます。

これだけ、全国の保護者の皆さんもそうですが、学生の皆さんもそうですが、この育英制度をめぐつて大変心配されている。この育英制度があつてもなおかつ苦労をして大学に通つていらっしゃる方々もいらっしゃいます。大学に通うことによつてより一層みずから練磨をし、また学び、そしてまた国家、社会にも貢献したい、その純粹な熱意を込めて学生は一生懸命勉強しております。それを受け入れる方の大学で今いかなることが起こっているのか、この機会に一つだけそのことに触れてお尋ねをしておきたいと思います。

○北島説明員 お尋ねの事件につきましては、大阪地方検察官につきまして去る六月十九日、大阪大学事務局経理部長中曾根武(五十五歳)を收賄罪で逮捕いたしました。同日、会社役員辻宏志を贈賄罪で逮捕いたしました。

お尋ねの事件につきましては、大阪地方検察官におきまして去る六月十九日、大阪大学事務局経理部長中曾根武(五十五歳)を收賄罪で逮捕いたしました。同日、会社役員辻宏志を贈賄罪で逮捕いたしました。

その被疑事実の骨子でございますが、大阪大学事務局経理部長である被疑者中曾根は、事務機等の販売を目的とする株式会社オリエンタルマシンの代表者である被疑者辻から、同社の事務機を大坂大学に購入してもらうに当たり、有利、便宜な方策も考へられるであります。最近では大手をつくるにも第三セクター方式なんという時代取り計らいを得たことに對する謝礼並びに将来も同様の取り計らいを得たい趣旨のもとに供与されるものであるこのことの情を知りながら、昭和五十八年十月二十一日から同五十九年五月十六日までの間に合計百七十一万円のわいを收受した。また一方、被疑者辻は、右のとおり被疑者中曾根にわいを供与した。こういう被疑事実でございます。

○中野(寛)委員 これはゆうべの夕刊なのですが、阪大ワープロ汚職に関連して「医学部関係者も高級クラブに出入り」、主計を担当する中曾根といふのは昔聞いたような、今の總理も主計大尉なりいろいろな意味で引つかかるような方策にもなり得ますと、奨学生の対象というのではなくなりますと、奨学生の対象というのではなくなりますと、この育英制度が、いよいよ總理のイメージが悪くなるのではないかと心配をいたしております。

ただ、私はこの機会にもう一つお尋ねをしておきたい問題があります。

○中野(寛)委員 お尋ねをいたしておきたいと思います。

これだけ、全国の保護者の皆さんもそうですが、学生の皆さんもそうですが、この育英制度をめぐつて大変心配されている。この育英制度があつてもなおかつ苦労をして大学に通つていらっしゃる方々もいらっしゃいます。大学に通うことによつてより一層みずから練磨をし、また学び、そしてまた国家、社会にも貢献したい、その純粹な熱意を込めて学生は一生懸命勉強しております。それを受け入れる方の大学で今いかなることが起こっているのか、この機会に一つだけそのことに触れてお尋ねをしておきたいと思います。

○北島説明員 お尋ねの事件につきましては、大阪地方検察官として御報告いただきたいと思います。

まず、法務省刑事局にお尋ねしたいと思いますが、大阪大学の經理部長の今回の汚職事件の概要について御報告いただきたいと思います。

○北島説明員 お答え申し上げます。

お尋ねの事件につきましては、大阪地方検察官におきまして去る六月十九日、大阪大学事務局経理部長中曾根武(五十五歳)を收賄罪で逮捕いたしました。同日、会社役員辻宏志を贈賄罪で逮捕いたしました。

その被疑事実の骨子でございますが、大阪大学事務局経理部長である被疑者中曾根は、事務機等の販売を目的とする株式会社オリエンタルマシンの代表者である被疑者辻から、同社の事務機を大坂大学に購入してもらうに当たり、有利、便宜な方策も考へられるであります。最近では大手をつくるにも第三セクター方式なんという時代取り計らいを得たことに對する謝礼並びに将来も同様の取り計らいを得たい趣旨のもとに供与されるものであるこのことの情を知りながら、昭和五十八年十月二十一日から同五十九年五月十六日までの間に合計百七十一万円のわいを收受した。また一方、被疑者辻は、右のとおり被疑者中曾根にわいを供与した。こう申しあげておきたいと思っております。

○北島説明員 ただいま御指摘のような報道がなされておることは承知しておりますが、何分捜査の内容にわたることでございますので、その一々が、今後どういうお考えをお持ちでございましょうか。

○北島説明員 ただいま御指摘のような報道がなされておることは承知しておりますが、何分捜査の内容にわたることでございますので、その一々が、今後どういうお考えをお持ちでございましょう。

ただ、大阪地検といたしましては、先ほどの被疑事実について強制捜査に着手したわけでござい

ますので、その検査の過程において関連して何らかの看過しがたい犯罪事実というふうなものが出てまいるようなことがござりますれば、その時点において適切な対処をすると思つております。

○中野(寛)委員 それでは、これを一つの導入部として、その検査段階において、例えばこの事務局だけではなくて、教授やその他大阪大学の中の他の分野に至るまで関係者がいる、またほかの省庁の絡みもあるということになれば、当然のことながらそこまでの調査はしていく、積極的にこの検査に取り組んでいく、この機会にすべてにわかつてメスを入れていくということでおろしいわけですね。

○北島説明員 現段階においてそういうことまで考えてやつておるかどうかということについてお答えは差し控えさせていただきます。将来の問題だらうと思います。

○中野(寛)委員 刑事局としてはそれ以上答えられないであろうことは私もわかります。

そこで、それでは文部省にお尋ねいたしますが、この数年来、大学医学部また附属病院、医局、こういうふうなところの教授または医局長、こういう人たちのリバートの問題、それから若い人たちのアルバイトの問題、それから医療機器、薬品等の購入に当たつての帳簿操作、業者との癒着、いろいろな問題について毎年のように指摘をしてまいりました。そして、今この問題が改めて起つてきました。私はこの報道を見て、あれだけ毎年のように、しかも厳しくしつこく追及をし、文部省に要請もしてきたにもかかわらず、今回の該当者はその文部省から派遣された職員です。こういうふうな状態があることについてどうお考えでございましょうか。

○森國務大臣 事実関係の詳細につきましては、検査の進展を待たなければなりません。大学の経理部長、しかも今御指摘がございましたように、本省から参りました者がかかる容疑で逮捕されたということは極めて遺憾なことであります。また先生からそうした御指摘をいたしております。

○北島説明員 現段階においてそういうことまで考えてやつておるかどうかということについてお答えは差し控えさせていただきます。将来の問題だらうと思います。

○中野(寛)委員 私は、今回この中曾根という容疑者個人の問題だけではないと思います。既に報道もされておりますように、他の大学関係者、それは教授、助教授クラス、しかも医学部関係者が主流だ。そして、この中曾根部長に大阪の高級クラブ等々を紹介をした、それが医学部関係者であり、かつ阪大の夜のサロ、こういうふうに言われるようなところが存在する、こういうことが報道されているわけであります。

○中野(寛)委員 私は、私は大阪の人間ですし、大阪大学は私の選舉区にありますので大変残念なんですが、大阪でこういうことに比較的詳しい人たちは間では、とつこの昔から言われていたことです。それを私はこれまでの質問や主張の中で直接具体的に言わなかつただけです。大阪大学の幹部クラスのA教授はクラブ何々のオーナーママのパトロンだ、B教授はクラブ何々のオーナーママのパトロンだ、そのママとママはきょうだいだ、ここまで言えば何教授で店の名前が何かはそ  
の辺の人は知っていますよ。大阪大学の夜のサロンと言われるのも無理からぬことです。そこへ行くべきだ、大学関係者、医師、そしてこれを取り巻く関連業者、そういう人たちで占領されているわけであります。我々のお金でとても行けるような店ではない

こともよく承知をいたしております。政治家の一人としてもまことに残念だ、こういふうに思つております。事態の解明を待ちまして、文部省といたしましては厳正な措置をとるように考えておるところであります。

大学の種々の問題につきましては、もちろん先生の御指摘を待つまでもなく、従来ともいろいろな機会を持ちながら、文部省としては、そうした服務規律の保持その他適正な大学の管理運営の方については十分に指導、徹底をしてきたつもりでございますが、こうしたことが起つたということにつきましては、先ほど申し上げましたようにまことに遺憾としか申し上げようがないわけであります。今後ともなお一層の注意を喚起していきたい、こう思う次第でござります。

○中野(寛)委員 私は、今回この中曾根といふ容疑者個人の問題だけではないと思います。既に報道もされておりますように、他の大学関係者、それは教授、助教授クラス、しかも医学部関係者が主流だ。そして、この中曾根部長に大阪の高級クラブ等々を紹介をした、それが医学部関係者であり、かつ阪大の夜のサロ、こういうふうに言われるようなところが存在する、こういうことが報道されているわけであります。

○西崎政府委員 ただいまの中野先生の御質問に関連いたしまして、本件自体の問題といつしましては、大学の管理運営のスタッフとしまして経理部長の要職にある者がこのような事件を起こしたこと、大変遺憾でございますし、私どもも恐縮しておるわけでございます。

本件自体の問題といつしましては、日時はまだたっておりませんで、逮捕されて一昨日、昨日と私どもが事務局の方に照会をいたしまして、本件事態にかかるワードプロセッサーの購入問題等については現在調査を進めておるところでござります。学部にわたりまして合計で四十三台のワープロが業者から納入されている事実その他は確かめておるわけでございます。

大学といふところは重要な研究をしているのであるでしよう。大学といふところは重要な研究をしているのであるでしよう。その重要な研究は、場合によつては国家を動かすのでしよう。日本の将来を決めるのでしよう。もし変な動きで、例えは今我々が一番悩んでいるがんの特効薬ができるとして、学問でどこかの大学の教授が力を持つて本当に効くかもわからぬ、それをもし抑えたら人類にどう抱えているわけですから、それだけの気持ちを文部省として持つて、阪大に限らず、当面阪大ですけれども、あらゆる大学の体質改善の努力をしな

い。そういうことはあの大阪北新地のかいわいで有名な話です。阪大の夜のサロはどの店とど店との店、今報道されております名義を貸したホステスのいる店、そこがどこかは新聞には書かれていなければ、私は想像ができます。

大学の種々の問題につきましては、もちろん先生の御指摘を待つまでもなく、従来ともいろいろな機会を持ちながら、文部省としては、そうした

こと、そういうものが野放しにされているわけです。いまだかつてそういうものが反省されたという形跡はありません。そして小さなスナックの片隅で大阪大学の若い人たちが、やれアルバイト禁止だ、やれ脱税だ、いろいろなことで我々いじめられるけれども、本当に悪いことをしているのは上の方のになら、しょつちゅうばやひいていますよ。私もあるお店で聞きました。中野先生、随分きつくれたお話を聞いていました。中野先生、随分きつく大学の問題をやつしているらしいけれども、あれは

い。そういう事件が起きた全体的なシステムなりあるいは構造的な問題として今後改めるべき点がないかどうか、こういう点について、第二点といたしまして事務局長の方に調査を十分進めるよう

いといけないのでないですか。いかがです。

部省本省としてもこれはただではほつておけませ  
ん。文部省本省二度ほど三回も要つておこなはれ

元治元年正月  
二月

ては、私どもは決して法務、検察の仕事だけに任せるつもりはございません。文部省当局といたし

うていつたということなんですから、こういう問題を放置することはできないはずであります。さ

科学研究費補助金が大阪大学では五十五年、五十六年度は約二十億円だった。しかし、この中曾根

まして、基幹部局として大学関係を所管いたしておりますので、私どもの一つの責任として、先生おつしやいます方法等も含めまして今後その手段

して文教族と言われる代議士にも顔が広かつたと書いてある。私の選挙区にある大学だけれども回もお会いしたことはない、私も文教族の端くれ

経理部長着任後の五十七年度に約一億円ふえて一二十二億円になった。さらに五十八年度に二十四億五千万円に急増した。文部省の文教予算や科学技

方法、やり方等について十分早急に検討いたしまして、先生の御指摘のような点が解明できる方向を手段としてもとりつづき調査を進めてまいりました。

たと思っておりますけれども。しかし、そうなると国会の権威にもかかわる問題です。これなど新聞報道だから憶測で書いたのだと言つてしまふに似つかう。

術振興費は、緊縮財政の折から両年度とも減額が横ばい状態であるのに、この大阪大学だけはこれだけふえている、こういうふうな報道があります。

○中野(亮)委員 さて、これもまた新聞報道で恐縮ですが、この中曾根経理部長が大阪大学に赴任をされてから大阪大学の年間総予算は、五十七年一度で五百六十億円、そのうち人件費が二百五十五億円、物件費が三百十億円、この物件費等については、他の財政が緊縮予算でむしろ削られるところが多いのにもかかわらず、ここだけは毎年一割ずつアップしていくたといふうなことが書かれているわけですね。

○西崎政府委員 最初に私の方から物件費のことだけ申し上げたいと思いますが、大阪大学にかかります。物件費は五十七年度が二百十六億円でございます。しかるところ五十八年度につきましては、決算額でございますが二百九億円、そういうふうな意味で、二百十六億から二百九億というところで物件費全体としては減額になつておるわけですが、それまでですよ、しかしながら、それでは済まされない。これらのことについて実態はどうだたのですか。

科学研究費補助金というのがあります。私が  
のうも文部省に申し上げて、大変御苦労いただいし  
てつくつていただいた資料を先ほどちよだいし

「さいます。  
それから科研費の関係につきましては、学術国際局長の方からお答え申し上げます。

ました。昭和五十六年は八億二千万円まで落ち込んでいますが、それから後はまた八億五千万等々に上がっていくのですね。もつとも北海道大学な

○大崎政府委員 科学研究費補助金につきましては、特定の大学の研究者のみ研究課題に支出さざりますものと、複数の大学の研究者がいわば研究ダ

どはもつとたくさん上がつておりますので一般に比較はできないかもしませんけれども、絶対にしての物件費等についてのバランスというものは

ループをつくりまして研究をするものに支出さるるものとございまして、大学ごとの額を正確に計算することは困難なわけでございます。ただ、一応この

当然あるだろうと思います。そして新聞報道によると、この中曾根経理部長は大変な手腕を発揮して、年々大幅に予算をふやしていく。ワープロなどはもともと予定になかったにもかかわらず、文部省の方から特別にお金を取つてくる。だから買わぬかと言つていろいろな学部にも購入の手回しをし、他の大学にも根回しをしていった。こうなりますと、文部省の方から特別にお金を取つてくる。だから買わぬかと言つていろいろな学部にも購入の手回しをし、他の大学にも根回しをしていった。こうなりますと、文

推定をいたしますと、確かに大阪大学に対する科学研究費の交付状況というものは比較的良好な面であろうと思つております。これは、科学研究費の配分につきましては、広く各研究者に公募をいたしまして、その公募いたしましたものを学術審議会に特別の分科会を設けまして、その分科会で千名以上の審査委員が専門分野ごとに慎重に審査の上、研究課題の学問的なすぐれた度合いに応じて配分をいたしておりますので、この間大学の事務局が介入する余地というの全くございま

ございますから、その方々がいわば新しく発足した特別推進研究の交付を受けられたという事情がございまして、これがかなり金額が張るものでございますから、その額が恐らく大阪大学の額の全體の増ということに反映したのじやなかろうかと思つております。一般研究で見ますと、むしろ私どもの推計では、科学研究費補助金の伸び率よりは若干低いのではないかという感じを持つています。

中の校費という積算項目の中から大学 자체が判断をいたしまして支出負担行為を起こし契約をする、こういうふうなことでございまして、このワードプロセッサー自体の購入について一々本省の方に予算要求をするという仕組みにはなっていません。しかしながら御指摘のように、そのワードプロセッサーを当該社から一いつと私、失礼をいたしましたが、追加概算要求でこちらから出したものもあるようでございます。

○中野(寛)委員 これはどうですか。新聞にこの科学研究費補助金が大阪大学では五十五年、五十六年度は約二十億円だった。しかし、この中曾根経理部長着任後の五十七年度に約一億円ふえて二十二億円になった。さらに五十八年度に二十四億五千万円に急増した。文部省の文教予算や科学技術振興費は、緊縮財政の折から兩年度とも減額かが、これは勘違いの記事ですか、間違いの記事ですか、合っていますか。

○大崎政府委員 先ほど申し上げましたように、大学ごとの数字の推計というものが非常に困難でござりますので、この数字をどういう形で出されたか、現時点でちょっと推測ができないのです。が、ただ、恐らく増加しておる要因としまして思ひ当たりますのは、五十八年度から特別推進研究ということで、いわば世界一流的研究と競り合っている研究で特に多額の経費を要するものについて研究費を交付する新しい制度を設けたわけでございます。これは特に研究者の推薦とか、特別の学術審議会の中に設けました分科会の審査とかと、いう手順で配分がされるわけでござりますけれども、その特別推進研究の採択の対象になられた方が大阪大学にいらっしゃいます。これは学士院賞を受ける方に特權で配分がされるわけですが、ござりますから、その方々がいわば新しく発足した特別推進研究の交付を受けられたという事情がございまして、これがかなり金額が張るものでござりますから、その額が恐らく大阪大学の額の全體の増ということに反映したのじゃなかろうかと思つております。一般研究で見ますと、むしろ私どもの推計では、科学研究費補助金の伸び率よりも若干低いのではないかという感じを持っていま

今まで例え普通、何か物を買うときには機種選定委員会というものが大学の中で設けられるのですね。ところがワープロだとなんとかどうもそこで必要なものとして相談されなかつた。しかし時代も変化しているし、そろそろ法学部などでワープロぐらい使つたらどうですかみたいなことを、そしてそのためにまだ未配分金が文部省にある。それをうまく活用する。彼は本省にその担当でいたのですから、それはよくわかりますわ。しかし、彼が向こうへ行つてたら別の人があこつちの担当になるわけだ。そういうところとツーカーでやるとしたらこれは大変なことです。そういうふうなことが現実にあつたのかどうかといふのはここで公に言えなくつたって、文部省の中ではある程度のことはわかっているわけですね。彼の交渉能力がどうであつたのか、文部省にどういう工作をしてきたのか。もしこつちで思い当たる節がなかつたら、彼は業者をだましてリペートをもらつていたわけだ。文部省独自でわかることは幾らでもあるのではないか、こう思いますが、どうですか。

○西嶋政府委員　ただいまの先生の御指摘の点でございますが、このワードプロセッサーの購入につきましては、先ほど御指摘のありました物件費の中の校費という積算項目の中から大学自体が判断をいたしまして支出負担行為を起こし契約をする、こういうふうなことでございまして、このワードプロセッサー自体の購入について一々本省の方に予算要求をするという仕組みにはなつていなかつてございます。しかし、先生御指摘のようになりますと、そのワードプロセッサーを当該社から一ちよつと私、失礼をいたしましたが、追加概算要求でこちらから出したものもあるようですがございます。

そこで問題は、先生おっしゃいますように、その機種の選定において当該社からの購入につきどうな経過でそれが選ばれたか。例えば東芝が日立とかいうワードプロセッサーを当該学部が、これがぜひ必要な機種であるというようなことであれば、随意契約の条項に該当するとかいろいろあるわけでございますが、なぜ当該社が選ばれたかとか、その辺の問題点につきまして私どもは今後十分調査をしてその適否をこれから確かめてまいりたい、こういうふうに思つております。

○中野(亮)委員 指名業者にする場合にいろいろ調査をされると思うのですが、いろいろ民間調査機関の資料がありますが、この会社、随分怪しげですね。よくこういうところが入つたものだと感心をいたします。そして、先ほども読み上げましたように、そこが競が関一帯に全部売り歩いているのですね。これは文部省だけの問題ではありませんから、そのことは各省庁とも調査もし、今後十分注意をしていただきたいと思います。

刑事局の方から来ていただきましたが、どうもありがとうございました。結構でございます。な

お一層御努力をいただきたいと思います。

会計検査院にお尋ねをいたしますが、会計検査院の皆さんにも、大阪大学に帳簿に載つているだけの顕微鏡の数、ちゃんとそろつてますかと例え話として申し上げながら、以前十分な調査をしてくださいということを会計検査院の方にもお願いをいたしました。そして検査を逐次されてるはずであります。最近の検査はいつで、どういう結果であったのでしょうか。

○黒田会計検査院説明員 会計検査院におきましては、従来から購入物品の調達につきましては、今先生おっしゃいましたとおりに、調達の目的、調達の方法、特に契約がどういうものであるか、契約の方法、それから契約の価格等につきまして厳重な検査を実施しておりますが、ことしの大阪大学の検査は本年六月五日から九日まで五人の調査官をもつて実施いたしました。

が、この大阪大学については今後どういう調査をなさいますか。また、他の大学についてのことでもあわせて簡単にお答えいただきたいと思います。

○黒田会計検査院説明員　お答え申し上げます。

ただいま先生おつしやいましたように、会計検査院といたしましては、こういった機器の購入につきましては、先ほど申し上げましたが、調達の目的、調達の方法、契約価格、こういったものを中心といたしまして検査を厳重に從来からやっておったわけですが、大阪大学のような事態が発生したことにはがんがまとして、今後も厳重な検査をやる所存でございます。各大学におきましてもまだこれから行くところがございますので、先生の御趣旨を体しましてこの点につきましては嚴重な検査をしたい、かように思つております。

○中野(寛)委員　時間が参りましたので、最後に文部省に改めて要求をいたしたいと思います。

二度と再びこのようなことが起ることは断じて許されませんし、もう既にこのことさえ許されないことです。学生は大変な夢を描いて大学へ行きます。また夢を描いて今勉強をしています。そしてまた大学を目指しています。我々は今これだけ苦労しながら、育英制度の問題も各党知恵を絞つて努力をしています。文部省も御努力をいただいておる。これからも努力をしなければいけません。しかし、そういう育英制度その他、これは一つの手段であります。目的は大学で学ぶこと、その本家本元の大学でこういうことが相変わらず繰り返されている。しかも、その中では汚い体質がいよいよ根深く広がつていて、入った学生をもむしばんでしまう、学生もまたその体質に溶け込まされてしまう。ひいてはそれが日本の医療機関その他、医学界の体質までも汚染してしまうわけであります。医学部が病気をしていたので

は、これはどうしようもないのです。医学部に限りません。しかし、私が今日まで指摘してきたその医学部が、やはりこの事件のきっかけをつくっているとさえ言えないこともない。そういう意味で重大な決意を持つて文部省が調査される。現地に行かれる。呼んで幹部や偉い人から聞いたつてだめ。周囲の人たちからも全部調査をして、検察院に負けないくらいなことを一回やつてみたらどうですか。そこまでやらなければこの体質改善はできません。一つの大学でそれができれば、ほかの大学にも広がっていくでしょう。悪いことを広げるのか、いいことを広げるのか、やはりこの際文部省の努力があくまでも中心になつて求められています。

御決意のほどをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○宮地政府委員　かねがね中野先生から御指摘をいただいている点に、さらに今回こういう事態が起つたということについては、まことに遺憾でございます。ただいま御指摘の点は、重大な事柄として私ども受けとめまして十分対応いたしたい、かように考えております。

○中野(寛)委員　終わります。

○愛野委員長　山原健一郎君。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○山原委員　一昨日、六月二十日でございますが、いわゆる育英奨学金制度の問題につきまして、新規在学生の採用の問題について理事会、さらには委員会も一時中断をするという事態が起きました。各党一致して、八万二千名の学生の救済について措置を講ずるべきであるということでのこの委員会の意思は一致をいたしまして、またそれにこたえて森文部大臣から意見の表明がなされました。その後、文部省におかれましても努力をされおるわけでございますが、きょうの理事会、また先ほどの委員会によりますと、いまだこれについての結論が出ていないということございまして、この点私はこの問題に限らず、國權の最高機関としての国会の審議権の問題につ

いて何点かお伺いをいたしておきたいのでござります。まず、文部省の今までの見解としましては、予算が成立をしている、したがつて現行法で作業を実施することはできないということをおっしゃいました。それに対して、一昨日佐藤徳雄議員の方から、そういう凍結、停止の法的根拠は何かという質問に対し明確な答弁がなくて、審議はストップをしたわけであります。要するに、これは法的根拠がないということなんですね。したがつて、文部省としてもこれについては答弁ができるという事態だと思います。そういう意味では、法律上の根拠がなくて、しかも新法が成立することを予期し、また期待をして、それを前提とした対応の仕方、これをお話しになつたわけですが、私はこれこそ法案審議そのものに対する介入であるというふうに考えまして、大変奇異な感じを受けたわけでございます。

例えは、この法案が現在審議中でございます。そして、この法案の行方については、多数をもつて成立することもあるでしょう、あるいは満場一致で成立することもあるでしよう。しかし同時に、審議未了で継続審議になることも今日の時点ではある可能性がないわけではありません。あるいは、場合によつては衆参両院を通じて考えました場合に、廃案にならないという保証もないわけですね。また同時に、賛否両論を持つ政党が話し合つて修正をされる場合だつてないとは言えません。そのことを考えてみると、これの作業を凍結するということはまさに無法なやり方ではないかといふうに私は感じるわけでございますが、あえてこの審議を後へ引き戻すようありますけれども、これは単に育英奨学金制度のこの法案の問題に限らず、すべての法案についての行政府と立法院との関係でござりますから、文部省はどういう見解を持っておるか、端的に最初に伺いたいのあります。

○宮地政府委員 その点については、從来から御

説明をいたしております点の繰り返しになるわけでござりますけれども、基本的には「育英奨学制度の制度改革につきまして私ども十分慎重な検討をして五十九年度予算にその内容を盛り込み、そしてその内容を実施するための法律案の提案をしてから、そういう凍結、停止の法的根拠は何かという質問に対し明確な答弁がなくて、審議はストップをしたわけであります。要するに、これは法的根拠がないということなんですね。したがつて、文部省としてもこれについては答弁ができるという事態だと思います。そういう意味では、法律上の根拠がなくて、しかも新法が成立することを予期し、また期待をして、それを前提とした対応の仕方、これをお話しになつたわけですが、私はこれこそ法案審議そのものに対する介入であるというふうに考えまして、大変奇異な感じを受けたわけでございます。

したがつて、事柄を端的に申し上げますれば、本来ならば、予算が年度内に成立をし、法案も年度内に成立をして、新年度からそれが実施をされるという形が一番通常の形であろうかと思いますけれども、今国会のいろいろな面で、例えば予算も年度内の成立でなかつたというようないろいろな事態が重なつて今日に至つておるわけでござります。

そこで、年度を過ぎましてからの対応としてどうかという点でござりますけれども、私どもとしては、予算に新たな事柄を盛り込みまして法律改正をお願いしているわけでござりますので、事柄としてはその予算を執行できるための法律の成⽴をお願いするというのが、提案側の政府としてはのるべき態度でございまして、その点についても予算が成⽴をし、かつ、まだ法律が成⽴をしておるわけでございまして、事柄としては、私どもとしてはその点についてはそれ相応の理由があるというぐあいに考えておるわけでござりますが、その点については先般來の御審議を受けて私どもとしてもなお鋭意検討をさしていただきおるということは、けさほどの御質疑の際にも申し上げた点でございまして、その点についての考査方は先ほどの御質疑で御説明したことによぎるわけでございます。

○山原委員 これには長い答弁を聞いているわけでござりますけれども、そういう考え方であればこれは絶えず混乱しますね。だから、きょうは大学局長は一昨日の答弁を繰り返しておるわけですから、これ以上尋ねません。

○船田委員長代理退席、委員長着席

そこで問題は、現行法で実施をしました場合に改正法とそぐわない点については、行政を執行しております私どもとしては事態が收拾できないことになるということでは困るわけでございまして、むしろそういうことを実行することが改正法を御審議いただいている国会に対し審議権を損なうことになるのではないかというような判断になります。

そこで問題は、現行法で実施をしました場合に改正法とそぐわない点については、行政を執行しております私どもとしては事態が收拾できないことになるということでは困るわけでございまして、むしろそういうことを実行することが改正法を御審議いただいている国会に対し審議権を損なうことになるのではないかというような判断になります。

ただ、予約採用の点につきましては「何らかの救済措置」ということで、このこと自体についても、本来の措置からすれば確かに御指摘をされるような点があるわけでございますが、緊急避難というような考え方で、「改正法成立後、改正法に吸収できる範囲内」ということで、予約採用について従来衆参両院の文教委員会での「何らかの救済措置」という御提案を受けまして対応をしてきたものでございます。

したがつて、行政府といたしましては、新しい法律をお願いして五十九年度から新制度で事業を行いたいということで法案成⽴までの事業の執行を停止しておるわけでございまして、一つには、有利子制度の導入をするための新規予算も計上されておりまして、いわばそれと一体となりました新規予算を実施するということでございまして、それを旧制度で執行いたしますと新制度の執行と重複、混乱するという点が一つあるわけでございます。そこで成⽴を期して当面執行停止をしておるわけでございまして、事柄としては、私どもとしてはその点についてはそれ相応の理由があるというぐあいに考えておるわけでござりますが、その点については先般來の御審議を受けて私どもとしてもなお鋭意検討をさしていただきおるということは、けさほどの御質疑の際にも申し上げた点でございまして、その点についての考査方は先ほどの御質疑で御説明したことによぎるわけでございます。

○山原委員 これは長い答弁を聞いているわけでござりますけれども、これは体どうなるのかということがなつてくるわけでございまして、育英会法の場合は現行法での施行はできない、法案成⽴を待つという態度をとつておられるわけですが、こうした点から見ましても、政府、文部省がとつてゐる態度というのは道理に合わないものだと私は思ひます。ですが、こうなると、同じようなケースのこの育英会法ですね。これは、体どうなるのかということがなつてくるわけでございまして、育英会法の場合には現行法での施行はできない、法案成⽴を待つという態度をとつておられるわけですが、こうした点から見ましても、政府、文部省がとつてゐる態度というのは道理に合わないものだと私は思ひます。

こういう点を一応指摘をいたしまして、文部大臣としては政治的判断も持たれまして現行法で検討するということを発言されたわけですが、今の

時点でこれが空手形にならないという保証があるのかどうか、この点を伺つておきたいのです。事は、八万二千名の学生諸君の憂慮すべき事態に対するどうするかという各党の一致した見解、それに答えての文部大臣の発言、この点では少なくともこの文教委員会は一致しているわけです。立法院も行政府の長も一致して、そして検討をお約束されたわけありますが、この点、タイムリミットも目の前に来ておると思いますが、検討はしたけれどもだめであったということにならない保証があるのかどうか、はつきり伺つておきたいのです。いかがでしょうか。

○宮地政府委員 初めに、事柄は別でございますけれども健保の問題について御指摘があつたわけ

でございますが、健保の場合は費用負担をどうするかという事柄でございまして、育英会の奨学生とし

て採用するかどうかということは、これは採用するということについては最終的には育英会と

奨学生との間の契約が成立をするということであるわけでございます。したがつて、現在の費用負

担を定めております健保の改正が、負担増をするといふことが本筋的基本的につながります。

この育英会法の改正でお願いしている事柄の中身とは、事柄としては基本的に違うことであるといふのが、二日たつています。それでもなおかつ結論が

出ないということなら、これはいつまで続くからぬであります。そうすると、文部大臣のおつしやつたことが本当に行政府のあなた方によつてしきり受けとめられておるかどうか、これすら怪

しくなつてきました。

私はここではつきり期日まで聞かないと、せつ

かく文教委員会満場一致で決定したことがいつまでもずるずるされたらまたまりません。問題点はわ

かつてゐるわけです。困難なこともわかつてい

る。四月以来この問題で悩み続けておるのですが、なんともみんな頭を悩まして、理事会を二時間も三

時間もやつて、審議までとまって、そして全会一致で決めたことがいつまでも進まぬということになつたら、これは大臣の責任というよりも文部省の事務局の責任になつてきますよ。どうするの

ですが、育英会の方では事務を行ふ機関でございます。したがつて、既に学生諸君の七月十日前後の

夏休みというものを控えまして、時期的にはもう遅い段階ではなかろうかというふうに私は思うのです。したがつて、文部省側の決断がいつ出るか

ですか。いつまでにやりますか、はつきり言つてもらいたい。そうでなければ私は次の審議に入りますよ。この間そんな決定ではなかつた。

○森國務大臣 局長が御答弁申し上げましたこと

は、予約採用生がいわゆる法律に基づいて行われるとして奨学金を給する事柄でございますので、そ

の間で重複と混乱が起こりますので、その間にで重複と混乱が起こりますので、そ

め、現在現行法としての執行を停止をしている

という考え方でございます。

○山原委員 そういうことをいつまでも言つておりましたら——私の言うことに対する反論はいいですけれども、文部大臣がああいうふうにここで文書まで読み上げられて意思を表明されたわけですね。その理論だつたらいつまでたつたつてこれは解決しないでしよう。むしろ私どもは一昨日のあの文部大臣発言によつて、この問題は早く作業が進むと思つておつたのです。きょうはそういう答弁をいただけると思つておつたのです。ところ

が、二日たつています。それでもなおかつ結論が

出ないということなら、これはいつまで続くからぬでしよう。そうすると、文部大臣のおつしやつたことが本当に行政府のあなた方によつてしきり受けとめられておるかどうか、これすら怪

しくなつてきました。

私はここではつきり期日まで聞かないと、せつ

かく文教委員会満場一致で決定したことがいつまでもずるずるされたらまたまりません。問題点はわ

かつてゐるわけです。困難なこともわかつてい

る。四月以来この問題で悩み続けておるのですが、なんともみんな頭を悩まして、理事会を二時間も三

時間もやつて、審議までとまって、そして全会一

致で決めたことがいつまでも進まぬということになつたら、これは大臣の責任といふのはもちろ

ん。いつまでに報告しろと言われて、ここでいつまでにしますといふことも明言はできませんが、

少なくとも、ごく限られた時間でその結論をここ

で申し上げなければならぬというふうに私どもも

承知をいたしておりますので、なお一層監督をい

たしておりますので、どうぞそういうふうにひと

つ御理解をいただいて御承認を賜りたい、こう思

う次第であります。

○山原委員 育英会の理事長の三角さんにおいで

いただいておりますので一言お伺いしたいのです

が、育英会の方では事務を行ふ機関でございま

す。したがつて、既に学生諸君の七月十日前後の

夏休みというものを控えまして、時期的にはもう

遅い段階ではなかろうかというふうに私は思う

のです。したがつて、文部省側の決断がいつ出るか

か、育英会の方では事務を行ふ機関でございま

す。したがつて、既に学生諸君の七月十日前後の

夏休みというものを控えまして、時期的にはもう

遅い段階ではなかろうかというふうに私は思う

のです。したがつて、文部省側の決断がいつ出るか

か、育英会の方

さんの気持ちが一緒ですからね。自民党的皆さんも、理事会の席上で一致した気持ちとして出でるわけですから、それを大臣が受け取ったわけですからね。これはもう挙げて事務当局の方の仕事になつてきましたとあります。だから、若干とかいつて次々延びたんでは、何のためにあればだけの大騒動をしたのかわからぬということになりますから、この点はぜひここで、じゃ期日を何日まで切れど私が言う権限もありませんが、今三角さんがおつしやつたように時期はもう今の段階ということがだと思いますから、そういう意味で二段構えにならぬような体制でやってもらいたいと思いますが、よろしいですか。

○宮地政府委員 国会で御論議されておりますことをすべて私どもとしては踏まえて対応を考えたい、かよう考えます。

○山原委員 もうこれ以上申し上げる時間はありませんので、次に移りたいと思います。今までの育英奨学事業につきましては、一般会計からの政府貸付金と卒業生の奨学金の返還金をもつて事業を実施してきたわけでございます。ところが、高等教育の機会均等を確保するためには、学生生活費の上昇や授業料負担というようなことに対応して育英奨学事業の量的拡充が必要なわけでござりますけれども、従来はこの無利子貸与事業の改善充実ということで順次今日まで改善を図つてしまつたわけでござりますけれども、現下の国の財政事情を勘案いたしますと、一般会計の政府貸付金を資金とするだけでは限度があるということで、こういう中で貸与額の増と量的拡充という二つの事柄を実現するとすれば、考え方としては一般会計以外の外部資金として財投を導入して低利の有利子貸与制度を創設するという

ことで対応せざるを得ないという結論を、調査研究会でも御議論をいただいた上で出しておき、それに基づきまして今回御提案を申し上げておる次第でございます。

○山原委員 文部省はもともと、この経過を見ますと、まず中教審が奨学制度について答申を出しております。私どもは、中教審の答申については全般的にわたくつて賛成をしておるものではありますけれども、少なくも中教審は奨学制度については、例えば特に優秀な者については給付制をとれとか、一貫して充実拡大の方向を、少なくともこの問題については示してきましたとあります。それがどこから変化するかというと、いわゆる財政問題が出てまいりまして、五十五年の七月の歳出百科、ここで有利子化の問題が出てくるわけ下さい。

そこで私どもは、ちょうどその年の十一月に衆議院の文教委員会におきまして奨学金制度問題を討論いたしました。当時、田中龍夫文部大臣のときであつたと思いますが、そのときの田中文部大臣の答弁は、有利子化の問題については極めて消極的でございまして、現在の制度を拡充することが私ども文部省の任務であるというふうに答弁をしておりました。数名の方がこの質問に立つておりますから、これは議事録をごらんになれば光明瞭になりますから、これは議事録をごらんになれば光明瞭であります。ところがその次にいわゆる第二臨調で決定的な問題が出てくるわけでございまして、ここで有利子化への転換あるいは免除規定の廃止という問題が出てまいりました。これを契機に、財政の苦しいことは、われわれみんなよく存じておるのであります。文教政策なるものは、未来の日本の形成でありまして、この点は当面の些々たる問題とは異なり、非常に重大な将来の日本の問題でござります。」かなり格調の高い答弁をしておるわけでござります。

私どももこういう点で、一応文部省の考え方についてはそこにあるだろうというふうに考えてきたわけでござります。ところが、今回この有利子制度、しかも一般会計ではだめなんで、結局財政融資を借りるということになつてくるわけでござりますが、この財政融資の問題についても臨時行政調査会は答申を出しておりますが、御承知でしょうか。

○宮地政府委員 御指摘の事柄については、私も、ただいま先生がお話しになつたような経緯があつたということはそのとおりかと思ひますけれども、基本的に臨調で育英奨学事業の見直しが提言をされまして、有利子事業への転換というようなことが言われたわけでござりますけれども、文教政策としては直ちにそれは受けとめることはできないという判断に立ちまして、育英奨学事業に関する調査研究会を設け、事業のあり方について、もちろん先ほど来御説明しておりますよう

に、諸外国の実情調査や教育関係団体からの意見聴取というような慎重な調査研究を行いまして報告が取りまとめられ、それを受けて今回御提案申し上げているような事柄を実現しようというぐあいに考えておるわけでござります。

したがつて、御指摘のように臨調路線を押しつけられたものではないかといふぐあいに言われます点につきまして言えば、臨調では有利子に転換をし返還免除についても廃止というようなことが提言されたことに對して、私どもとしては十分文教行政の立場に立ちました検討を加えて結論を出したものでござりますので、臨調路線を押しつけられたものではないかといふ御判断については、私どもとしてはさようには考えておりません。

○山原委員 当時、田中文部大臣はこう答えておられます。「現状の財政の苦しいことは、われわれみんなよく存じておるのであります。文教政策なるものは、未来の日本の形成でありまして、この点は当面の些々たる問題とは異なり、非常に重大な将来の日本の問題でござります。」かなり格調の高い答弁をしておるわけでござります。

したがつて、この経過から見ますと、文部省自体はもともと有利子化という問題については考えていなかつたんじゃないかというふうに思いました。むしろ財政当局等の圧力あるいは臨調の路線にして文部省は文部大臣の私的諮問機関に諮りまして、これが五十八年六月二十八日に有利子化創設の方向が出てくるわけです。

○宮地政府委員 その点は、財投についても大変厳しい情勢下にあるということを私どもも十分踏まえておるつもりでございます。

今回、育英会に新たに財投資金を導入するといふのは、そういう非常に厳しい情勢下に置かれている状態ということも十分承知をした上で、かつ育英奨学事業の拡充のためには一般会計からの貸付金以外の資金として財投を導入することが必要であるという判断に立ちまして、財政当局の財投担当部局とともにその点を折衝いたしまして、今回新たに財投資金を育英資金に導入するということにいたしたわけでござります。

そういう点では、大変厳しい状況下に置かれている中には、一応財投担当部局の御理解をいただいてこういう資金として活用することになつたという点では、私どもとしては、置かれている行政の厳しさは十分承知した上で、この資金を

日本育英会に導入をし、そしてこれを育英奨学生事業全體として事業を拡充していく一つの手だとして使うということについて理解をいただいて実施に踏み切つたものでございます。

○山原委員 私は、その点では相当慎重な態度をとらないと、財投がいつまでも安定的な状態にあるとは思えません。

さらに臨調はどういうふうに指摘しておるかと申しますと、「資金運用部を通じた資金の運用においては公共性の観点も重要であるが、原資の性格からくる要請にかんがみ、これまで以上に有効な運用にも配意する」と指摘しております。「原資の性格」というのは、御承知のように郵便貯金であるとか年金であるとか、国民から預かった大事なお金で利子をつけて返さなければならぬ資金だということであります。

そしてさらに、「財投事業の見直し」の項の中で「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限定する」とする一方で、その次「ここが大事なところですが、「政策金融機関のうち貸付金利が極めて低利で多額の利子補給、出資等を受けているものについては、他の政策手段との均衡に配慮しつつ、財政負担を軽減する方向を基調として見直しを行う。」ということにいわばひつかかって、資金的に育英会の財投資金について、毎年その点が議論の対象になるのではないかという点での御心配かと思うわけでございますけれども、御案内のことより、財投の運用そのものについて五十九年度新たに育英会に対して融資をするということに踏み切りましたことは、育英奨学生事業そのものが非常に公共性の高いものであることが理解をされまして、こういう厳しい状況下でございますけれども、育英会の資金として財投を使うということについて合意が成り立ったわけでございま

す。

日本育英会の場合はまさにここに当てはまるわけでございまして、初年度の有利子貸与事業を維持するだけでも、十年後には百五億ということを局長はおっしゃいましたが、さらに利子補給が必要になるわけでござりますから、そういう点から考えますと、結局大蔵省が手当をしてくれる、日本育英会の場合はまさにここに当てはまるわけでございまして、初年度の有利子貸与事業を維持するだけでも、十年後には百五億ということを局長はおっしゃいましたが、さらに利子補給が必要になるわけでござりますから、そういう点から考

えますと、私どもとしては、今後この育英会の有利子貸与事業が遂行されるに当たりまして、山原先生御指摘のような形で育英会の事業が安定して継続的に行われることが不安定になるというような心配は全くいたしていないわけでござりますけれども、なほその点は今後の育英奨学生事業の資金の確保のために非常に貴重な御示唆でもござりますので、十分その点を踏まえまして対応いたしたい、かよ

うに考えます。

○山原委員 私どもも、このところはかなり緊密にやつておられた方がいいのではないかといふ発表がなされるわけでござりますから、毎年年毎年播さぶりがかかるべく、財政状況あるいは経済、政治状況の中で毎年、この財投の支出について計画がなされることに、日本育英会のこの計画が播さぶりをかけられるということになりがねないのではないかといふふうに思うわけです。

これが臨調の答申の中身です。臨調と大蔵省は運命共同体ですね。そうなりますと、大蔵省財政

当局がこの臨調の指摘を無視するはずはありません。したがつて、育英奨学生制度というのが、有利子制度の導入、財投からの借り入れをすることによって非常に不安定な状態になるのではないかと

いうことが予想されるわけでございますが、そのようなことは全くありませんと答えることができます。しかし、学生諸君の負担する三%、これを七・一%へ限りなく近づけていくことが要請される可能性が出てくるのではないか、あるいは現在の無利子貸与を有利子貸与に切りかえていかなければ解決できないのではないかということが心配をされます。

これが私の杞憂であればいいわけでございますけれども、私は単なる杞憂で申し上げておるのではありません。なぜならば、今まで臨調が大変厳しく申している中身を点検してみますと、こういふことになつてしまひます。

例えば、臨調の専門委員で育英奨学生制度を含めた文教政策を担当している公文俊平東大教授、この人は大きな力を持つておる人でござりますし、私も知り合いであるのですけれども、彼はこういふふうに言つておるのです。「それは当然利子付き、しかも通常の利子率のものでなければならぬ。そうでなしに、特別低利で貸すとすれば、どんなことが起るか。誰もが奨学生金を貰い、定期貯金や定期貯金にしておくことになりはしないか。それで確実に利鞘が稼げるからである。」といふことを発表しております。これは「IDE」という民主教育協会誌でありますけれども、これに発表しているのです。こういふ考え方があるのですね。低利じゃなくて通常の利子でやるべきだという考え方。そうでなければ利ざやを稼ぐ。これはちょっと乱暴な意見ではあります。それほど巨額の金でもありませんし、利ざやを稼ぐような状態ではないことはもちろんですが、そういう意見が強力に動いておるということは間違いありません。しかも、この人は今や中曾根首相の強力なブレーンですからね。

それからもう一つは、今度間もなく発表されるであろう行革審の報告書がどのように出るかという問題があるわけでございます。今まで発表された行革審の中身は、奨学生制度については全面的な有利子化、返還免除制度というの

が、この行革審との関係をどのように把握しておられるか、伺つておきたい。

○森國務大臣 行革審は、御承知のように二つの小委員会で今検討、審議を進めておるというふうに承知をいたしております。新聞等ではいろいろな報道が流されておりますが、内容等についてどうなれば、この行革審との関係をどのように把握しておられるか、伺つておきたい。

小委員会で今検討、審議を進めておるというふうに承知をいたしております。新聞等ではいろいろな報道が流されておりますが、内容等についてどうなれば、この行革審との関係をどのように把握しておられるか、伺つておきたい。

ただ、今の公文先生のお考え方、どこでどう述べられたか知りませんが、例をとつて山原先生御心配の点を御指摘されました。さまざまなお意見、いろいろな意見を出される方がありますが、先ほど局長から申し上げましたように、極めて公として大事な事業であるという認定、判断のもとで財投の資金をお願いいたしたわけでございます。そういう意味で利子補給についても十分配慮を加えているわけでございまして、あくまで育英奨学生制度というものを大事に考えて、そしてできるだけ量も拡大していく。確かに利子をいただくて

いう点については、見方によれば大変厳しい残酷なやり方かもしれませんのが、また見方を一つ変えれば、そういう経済情勢、それぞれの学生のいろいろな立場が非常に多様になってきておりますから、そういう中でそういう形で道を開いたもので

ある、こういうふうに御理解をいただきたいと思  
います。

そういう意味では、先生の御心配のないよう  
に、御指摘をいたしました点については文部省  
としても育英奨学の意義、そして将来ともにこれ  
を拡充させていきたい、こういう考え方で進めて  
まいりたいと思っておりますし、今日までも臨調  
の答申等々いろいろな意見がございましたが、文  
部省としてはこの制度を大事に守っていきたい、  
こういう考え方で今までこの制度を貫いている  
わけでございますので、どうぞ御理解をいただき  
たいと思います。

○山原委員 行革審の報告は、六月の二十五日と  
いうことを当初から言われておりましたから、多  
少変更があるかもしれません、間もなく出ると思  
いますね。

例えは日本教育新聞がその新聞につけておりますが、その新聞には、奨学金問題については全面有利子化というのが出ておりました。ここで仮にそのままストレートで出でくるとするとならば、中曾根内閣はこの行革協調の考え方についてでは最大限に尊重するという立場でございましょう。

(委員長退席) 白川委員長代理着席

て、地方公共団体もあれば、沖縄から北海道まで開発、住宅公団、全部あるわけですからね。それがまさに争奪戦をやつておるわけでしょう。その中へ新参者の育英奨学金制度が入っていく。この新参者がどういうふうに取り扱われるか。これは、今までの財政の厳しさから四十人学級まで凍結をするというところまできた今日の大蔵省や臨調の考え方から申しますと、本当に容易な事態ではないんです。3%を守れますか。私は3%の有配するのではなく、このような事態の中で、あるいは行革審の答申の報告書の中にもまさに出てこようとしておる情勢の中で、3%だって守られるのか。七・一%の財投の利子へなるべく近づいてもらいたいなどということが出ではしないのかといふことになりますと、せっかく文部省が今日まで守ってきた育英奨学金制度の根幹が、ここでもう既に緩むわけですね。そのことが本当に心配ないのかどうか。これはこの委員会で徹底的に論議をしておかないと、後でしまったと思つたつて間に合はないんですよ。このところの確をきちんとすると、わざわざいいかが、この問題の一つの勝負どころです。

かというお尋ねでございますが、私ども、この三分の利息を決めるに於いても、もちろん財政当局とも十分その点は折衝を尽くしまして、從来の私立大学奨学事業援助の貸与利率といふようなことをも考慮まして、それよりもさらに有利な金利ということで、在学中無利子、卒業後三分の利息とうことで折衝を経て決定を見たものでございました。この新しい有利子貸与制度が奨学事業の今後の改善のために役立つよう、御指摘のような三分の利息についても、学生の将来の負担その他全体を勘案すれば、私ども文教行政を預かるとしては、今後とも三分という金利を維持していくことについては私どもとしても十分対応していくという決意でござりますし、その点については、今後ともその利息の引き上げ等について議論がありました際には、学生生活全体という観点から、低利ということを維持することについてはもちろん私どもとしても努力をいたす覚悟でございます。

中心にしてかかってくるのです。そのときに、三%というこの法案の生命線が政令事項、必ず括りがかかるべきですよ。それを甘い判断で、もう大丈夫だというようなことでございましたら、私はこれは大変なことになると思うのです。  
だから繰り返して申し上げておるわけですがれども、財投に群がっている五十一の機関というのもみんな大事なものばかりです。本四架橋公園、今度株式会社でござりますけれども、関西空港だって、北海道開発だって、鉄建公園だって、全部大事なもので。全部ここへ必死ですがりついている。その勝負をやっているわけです。毎年毎年、この七・一の利率へいくか、それとももう少し、例えば七・四の利率へいか、そこの勝負で大騒ぎをしている。そういう中で、育英奨学金の新たな制度が今取り入れられたからと言つて、その利率が果たして守られるかどうかといふことは、よほど論議をして、場合によつては、法案が通つた後で決議をするぐらいのことをやつておかないと、私は本当に崩れるとと思う。必ず崩されると思う。それくらいのものだという認識に立つてお考えいただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○森國務大臣 それくらいの認識、大事なものだと考えて、この三%という問題を一生懸命、この法案を構築するために文部当局も努力をしてきたわけでございます。

先ほど中野さんからもその点については強い御指摘がございました。今後ともこのことを大事に守つていくことが——いわゆる育英奨学制度の緩み、あるいは先ほど、これががんだというふうな御指摘がございましたが、逆に言えば、新しい道を開くことによって、緩みではなくて、むしろ奨学の事業の量を新たな面で、もちろん、利子をいただくという面では今までと違った面で学生に不利な面はあるかもしれません、それだけ新しく事業の量を拡大するという意味では逆に大きな広がりを持つていく、そういう制度だというふうに、少なくとも学生諸君には喜んでもらえる、私

どもはそういう考え方でやつておるわけござい  
ます。したがつて、この3%についても、もちろんこの3%という数字がいいか悪いかという問題  
は別といたしましても、私どもとしてはこれを今  
後とも大事に守りながら鋭意努力をしていきた  
い、私どももそういう立場で指導をしていきた  
い、こう考えておるところであります。

田中元文部大臣のよう格調高く申し上げると  
先生に御納得いただけるのかもしませんが、私は極めて現実的な問題として、しつかりやらせますと、こう申し上げるしかないわけございます。

○山原委員 田中文部大臣が十年前に言つたのが今日の情勢で変わっているのなら別ですけれども、格調高くやられたのはこの間ですからね。それがこういうふうに変わるわけですから、だからそれともう一つ、何でこういうことを言つてい  
るかというと、3%，今言いましたように政令で  
すから、ここではもう論議できません。だか  
ら、もしそれだけの決意が文部省にありましたな  
らば、何で法律にしなかつたか。文部省の立場に  
立てば、そういうものを、利率まで法律にすると  
いうことは法律上なじまないということがあるか  
しれませんけれども、そういう点では本当に法律  
にするぐらいの決意でやればよかつたと思うので  
す。この点は、なおこの委員会の審議が続くと思  
いますので、これでおきますけれども、この3%  
利率の問題は、今民社党の中野議員の方からも大  
変危惧の念を持っておられましたので、重複をし  
ましただけどもあえて質問をいたした次第でござ  
います。今の情勢であれば大変厳しいということ  
を考えざるを得ません。強くそのことを申し上げ  
ております。

次に、この法律の目的でございますが、これは大日本育英会から日本育英会に変わる法案審議のとき、そして今回、その目的条項が変わるわけでございますが、変わったといつてもほとんど変わ  
つないので、言葉は変わっていますが、すぐ  
れた者とかあるいは国家有為の者ということは、かつての大日本育英会のできた当時の目的と変わ  
つております。これは例えばすぐれた者という意味では、例の学力評価ですが、そういう意味で三・二、三・五という数字が今回出てくるわけ  
でございますが、これは本当に驚くべきことだと私は思うのです。今中曾根首相は、偏差値をなく  
するということを言つていますし、昨年末の十二月の総選挙で自民党が掲げたスローガンは「偏差  
値より人柄を」ということでございましたが、今度三・二とか三・五というのは五段階評価で来て  
るわけですね。この五段階評価の偏差値教育を一  
方で否定をしながら、偏差値の高い人は無利子、  
偏差値の低い人は有利子という結果になるわけでございまして、全くこの条項は削除した方がいい  
と思います。大学へ入れる人ならだれでも受けれる  
ことができるというのが奨学金制度だと私は思  
いますが、しかも憲法、教育基本法はそのことを明  
記しておるわけでござりますから、その点で、例  
えば能力があるといいましても、三・二とか三・  
五というようなものが一体何なのかということで  
すね。なぜあえてここへこのような点数を持つて  
こなければならないのか、この点を明確にしてく  
ださい。

○宮地政府委員 「優れた学生及び生徒」という  
ことでございますが、これは目的規定としては、既にお尋ねがございましたように、今回改正をいたしました趣旨については既に御説明をしたとおりでござります。

問題は、学業成績を見るに当たつて点数で見る  
のはどうかという御指摘でござりますけれども、すぐれた学生生徒といふことで、育英資金の原資  
が限られております現時点で奨学事業として実施  
するに当たりまして、もちろん経済的な条件も見  
るわけでござりますけれども、限られた人たちに  
授与されるべきであるという際に何を基準にするかとい  
う一つの基本的な問題があるわけでございます。

「優れた学生及び生徒」という点について見ると  
いうことは、基本的に一つの基準としては、物  
差しとしてそういうもので見ると、そのことは妥  
当性のある事柄というぐあいに考えておるわけで  
ございます。

もちろん、具体的に奨学生を決定するに当たり  
まして、学業成績だけが判断の基礎になるわけで  
はないわけでございまして、そういう基準に該當  
する者の中からもちろん人物その他についても調  
査表を出していただきまして、真に奨学生とする  
にふさわしい者を具体的に決定をするということ  
でござりますので、いわばその選考される対象の  
基準としてお示しをしておるわけでござります。  
その物差しだけで物事を決定しているということ  
では決してございませんので、人物について総合  
的に判断するということについては、全体的な判  
断を下して決定するということでござりますの  
で、言われているように偏差値云々で、学力だけ  
で物事を決定しているということではおのずから意味が  
違うんではないか、かように考えます。

○山原委員 この三・二とか三・五とか、どこへ  
書くのですか。何かへ書くのでしょうか。もう一  
回。おとといの質問に対する答弁で、三・二以上  
の方は大学では八割とか、それから三・五以上に  
なりますと六割とか六・四割とかいうバーセン  
ト、そういうふうにおっしゃって、その差が二  
この三・五とか三・二というのはどこへ表示する  
のですか。

○宮地政府委員 具体的には、育英会の選考採用  
の基準において決めているものでございます。  
○山原委員 そんなものが育英会に必要ですか。  
○宮地政府委員 それぞれ出願者を学校長が育英  
会に推薦する場合に、その者が育英会の選考を受  
け得る資格要件を備えているかどうかを学校長が  
判定をいたします場合に、その基準が用いられる  
わけです。また、育英会が学校長の推薦を受けました  
者について選考する場合に用いられる  
わけでございます。

そこで、「優れた学生及び生徒」という点につ  
いては、その基準が用いられるわけですね。ここに教育  
基本法の精神があるわけですね。ここに教育  
基本法の中でも「教育の機会均等」の項で、「育英の方  
法を講じなければならぬこと。」であつたもの  
を、教育基本法ではこの「育英」が「選学」とい  
う言葉に改められているわけですね。ここに教育  
基本法の精神があるわけですね。ここに教育  
基本法の精神にのつとり」ということを

政府は書かれているわけです。その「教育基本法の精神にのつとり」と今度の育英会法の改正に当たつての文言というのは全く違います。

さらに、「大日本育英会によつて奨学金の貸与を受ける者は、『經濟的理由』依ツテ修学困難ナ優秀学徒」とされ、その範囲は比較的狭い。本条によつて奨学を受けるべき者は、単に「能力ある者」とされたのであるからその対象は現行の大日本育英会法の場合よりずっと広いのである。」

さらに、「文部時報」に寄せられました西村巖氏、当時文部省調査局審議課長の「教育基本法概説」では、次のように解説をしております。「能力があるにもかかわらず、」ここで能力がある者は、「一応ある学校に入学した者」という意味で解すべきであろう。それは大学へ入学した者が能力ある者です。「国家的に能力試験をして、それに合格した者を能力ある者とするのではない。奨学とは、從来言われてきた育英」ということは英才を育てるという意味にとられやすいので、能力ある者を助けるという意味を出させるためにとられたことばである。」こういうふうになつてゐるわけですね。この考え方、これが新しい憲法、そしてできました教育基本法のまことに精神なんです。

その教育基本法の精神に、旧法もそうですが、も、今度改正をされました目的の条項といふのは、つとつていません。これは明らかにのつとつていません。その点はどういうふうに解釈をしておりますか。

○宮地政府委員 先ほども申し上げたわけですが、いますけれども、教育の機会均等の精神ということ、今回の条文では「教育の機会均等に寄与することを目的とする」といふことで、そこは明確に出したわけでござります。

ただ問題は、いわゆる国の予算の制約の中で育英奨学事業を実施いたします場合に、人材育成ということを目的とする」といふことで、そこは明確に出したわけですが、その点どうでしようか。

○宮地政府委員 目的規定は先ほど来御説明しているとおりでございまして、特に「國家有用ノ人材」を「國家及び社会に有為な人材」ということに改めたわけでござりますけれども、これは最近の立法例に従いまして「有為」という言葉をとり、かつ「國家」については「國家及び社会」という、より広い表現に改めたということでございます。

なお、直接の表現ではございませんけれども、もう一つは、いわゆる有為な人材の問題でござりますして、御指摘のように、大学に入った者

については、経済的に困難な者があればその全體を対象とするというところで行くことは、あることは事柄としては私どもも求めなければならぬといふ理想的かと思ひますけれども、現実の育英奨学事業の原資、資金について制約のある今日の状況で申せばやむを得ない点ではないかと考へているわけございまして、そのことを加味すること

もう諸外国の例は申し上げませんけれども、それを拡充していくというねらいを持った目的を書けばいいのであって、今私が、局長がおっしゃつているような、措置の面あるいは対応の問題といふものがこの目的へ出てくるのはおかしいと思うのです。目的は、教育の機会均等の教育基本法の条項に基づいたものが出てくるべきで、その対応の問題がここに出てきて、予算上の制約等があつて全部採用することはできないんだから、ここへすぐれた者というふうに入れるのはやはり趣旨が違います。育英奨学金制度の将来を展望し

ます。あえて読み上げますけれども、「教育基本法の解説」では「國家有用の人物を鍛成する」と目的とした在来のかたよつた国家主義的教育から解放され、「云々と文部省みずからが言つております。

さて、從來の各学校令は、おのおのその第一条规定においてその学校教育の目的を規定していました。その多くは、「皇國の道にのつとり」という言葉が初めにつけられ、教育はすべて国家目的に奉仕するべきものとされ、國家有用の人物を鍛成することが目的とされ、人格の問題はいわば副次的に取り扱われるにすぎなかつたのであるという戦前の反省に立つた教育基本法の成立、そしてその解釈がなされたわけあります。

さらに、「教育基本法の解説」では、從來我が國の教育は国家のために奉仕すべきものとされ、皇國の鍛成ということが主眼とされて、國家を超える普遍的道徳の存在を無視し、個人の独自の侵すべからざる権威、価値が軽視された。また、国家に有用な者のみが眞理とされ云々。これは文部省の、政府機関の教育基本法に対する解説なんですね。

この育英会の法案を改正するとするならばその精神に基づいてなさるべきであつて、文部省がかつて戦前教育の反省のもとに打ち立てたこの国家有為の問題。これについても見解が随分変わつて書かれたこの法律の目的ならば、違つてくると思うのです。今日の財政がこうなつてゐるから全部採用することはできないんだから、それは対応の問題。法律の目的といふのはもつと大きなところへ置くべきであつて、その背後にはきちんとその精神に基づいたものが出てないで、目の先の財政の問題が出てくるとは何事か。これはまず第一

にこの改正法案の目的条項の欠陥ですね。これはけれども、明瞭に書かれているわけですからね。育英奨学資金についてまさに飛躍的に充実が強く指摘しておきたいと思います。

けれども、そういう点では、この奨学金制度の法律改正をやるとするならば、やはり基本法の精神に立ち戻つて——戦前にできたわけですから、お話をかみ合わないとは私は思います。場合には、やはり教育基本法の精神というものをしっかりと踏まえて論議をしていく必要があるのじゃないか。その基礎の廣場がなかつたら、もしかせんが、少なくとも教育理論を論戰する

中で出てきた法律でしょう。だから、その中には「国家有用ノ人材」というのが出てくる。そういうものをつくらなければ戦勝国になれない、戦争に勝てないという中でつくられた法律、それが今まで続いてきた。それを変えようとする。しかも今度は大きくそれを変えるとする場合にどこへ立ち戻るかといえば、やはり教育基本法ではないでしょうか。

そうしますと、憲法や教育基本法の精神から言うならば、私はこの法律目的とは違うものが出てくると思います。それは戦後の憲法、教育基本法以下の平和、民主、平等主義の教育原理というものがあるわけですから、それと照らしてみたならば、今度の法律改正は異質なものです。教育基本法に照らしてみたならば、まさに異質なものを文部省は出してきたと言わざるを得ません。憲法第二十六条规定、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」これを受けた基本法第三条は、「教育の機会均等」で、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、」経済的地位によつて「教育上差別されない。」二項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対する援助の方法を講じなければならない。」と明記をしているわけです。この能力に応じたというのは一体どういうことかというと、能力の発達にいろいろな停滞がありハンドディキャップがあつたりする場合に、それに対して一層行き届いた教育の財政的な保証をしていく。これが教育基本法の能力に応じたの原理です。また、そういうふうに文部省自身も解釈しておつた。その点では私どもと一致しておりますのです。変わったのはあなたの方なのです。

だから、そういう意味で、この「国家有用ノ人材」というのを今度は、その当時はそういう育英的な教育觀とは相入れないのだと文部省自身も言つておつたわけでしょう。そういう点から考えてこの法律改正というのは、ここで改正をされ

るならば、この目的の条項についてはもつときちんとした論議をして、後世に恥ずかしくない目的を確立する必要があると思います。見解の違いはあるかもしれません、私はかつて文部省自身がとつておつた解釈に基づいて、この法律の目的改正は少なくとも教育基本法の精神に相反する中身を持つておると言わざるを得ないのであります。

この問題について大臣の見解をお伺いしたいと申しますと、改めて申し上げますけれども、有利子制度の導入というのではなくとも教育基本法は、敗戦の反省の中に立つた新らしい平和国家をつくり上げていきたい、その中で有為なる青年たちが大きく育つて、日本の繁栄のみならず、国際社会の中に十二分に活躍していくことを願つてこの制度の新しい道を開いていきたい、こういう考え方を示したものでございま

す。

いろいろとお立場は違うし、御見解の違いもございますが、学生のためになるのだという考え方については、私も先生もまた軌を同じくするものだろうというふうに考えております。今後ともなお一層努力いたします、こう申し上げて、先生の御質問に対してもお答えさせていただきます。

○山原委員 時間が来ましたので、終わります。

○白川委員長代理 江田五月君。

○江田委員 日本育英会法案についてお尋ねいたしましたが、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは一日長丁場ですのでお疲れかもしれません、最後までよろしくお願ひしたいと思いま

す。私、大変小さな会派でございまして、きょうはいろいろなものをかけ持ちしております中座をしたことをおわびいたします。今まで多くの皆さんからいろいろな質疑が行われましたので、皆さんがいろいろな質疑を行われましたので、あるいは重複をすることもあるかもしれませんのが、なるべく重複しないように努力をしますのでお許し願いたいと思います。

まず、今回の法案、一体なぜこの法案をお出しになったのか、これをお伺いしたいと思います。

昭和十八年から始まった四十年の歴史ある日本育英会の奨学事業について抜本的な改正といふとあって、かなり大きな理由がなければこういふものが出てこないわけですから、どういう理由で新しい法案、抜本的な改正というのが必要になつたかということをお答えください。

○宮地政府委員 今回の改正をする趣旨についてのお尋ねでございまして、昭和十九年に日本育英会が施行されて以来、育英会事業は逐年発展を遂げて今日まできておるわけでございます。ただ、現状で申し上げますと、学資の貸与を受けた学生及び生徒は約三百四十万人に達しまして、社会の各分野で活躍をしておるわけでございま

時行政調査会の答申等では、育英奨学事業について有利子制度に転換すること、あるいは教育職、研究職の返還免除制度についても廃止しないし縮減を図るというようなことが提言をされまして、もちろん臨時行政調査会の答申では各般の事柄が言われておるわけでございますが、基本的に民間活力の活用というような考え方方が基調にあります。

そこで、それらの点を踏まえまして、私ども文教行政を担当しておるものといたしましては、育英奨学事業についても、そういう事態を踏まえて、どういう対応をするかという事柄につきまして、文部省自体に育英奨学事業に関する調査研究会を設けまして検討を加え、そこで結論をいただいたのが先ほど来御説明をしておる点でございます。一つは、育英奨学事業としては無利子貸与事業を制度の根幹として残すという考え方をとり、その上で有利子の貸与事業を新たにつくる、有利子ではございませんけれども、もちろん奨学生が将来返還をするに当たつての負担ということも十分踏まえまして低利のものであることを確保するような形で、低利の有利子貸与制度を新たにつくるという形をとりまして、貸与月額の引き上げと、全体的に申せば貸与人員の増も図るというような形で、今回改正をお願いしているわけでございます。

○江田委員 長い御説明でしたが、端的に言えれば、一つは財政的に非常に厳しい、もう一つは財政的に厳しいというのはわかります。わかります、問題はいろいろ含んでいる。臨調答申と申しますが、問題はいろいろ含んでいる。有利子といふ方は、これもちょっと議論をしてみなければわからぬ。まず基本的に、これは今まで無利子だったわけですが、今回は無利子というのを根幹としながらも有利子ということを導入した。有利子といふのはいいのですか、それともいけないのでですか。最近における高等教育の普及状況を踏まえて、あるいは社会、経済情勢の変化に対応し

て一層充実するには抜本的見直しを行なうことが必

要だと提案理由にも書いてありますけれども、無利子の制度といふのはだめになつたんだという認識なんですか、そうじゃない、やはり無利子といふものがいいんだという認識なんですか、その認識の根本をちょっと伺つておきたいと思うのです。

○宮地政府委員 私ども御提案を申し上げて立場で申し上げれば、無利子の貸与事業というものは育英奨学事業としては根幹として存続をさせ

ていくという判断に立つておるわけでございまして、育英奨学事業というようなものにつきましては、いろいろお考えはあるうかと思います。抜本的な議論で申せば、やはり給費制度というようなことでも事柄としてはあるわけでございます。そしてまた、現行の育英奨学事業といふのは一般会計

からの貸付金ということで無利子貸与、奨学生から将来返還していただく金額も将来の育英奨学事業として循環させていくというような考え方にして、無利子貸与事業といふことも非常に意味のある事柄ではないかと私どもは考えております。有利子で奨学事業を実施すべしという議論をされると、やはり全般的な物価上昇でございまして、それは、その奨学事業を将来の原資として役立たせるについては、やはり全般的な物価上昇でございまして、やはりいろいろな点を考えれば、利息といふことを基本的には考えるべしという議論をなさる方ももちろんおるわけでございます。

○江田委員 長い御説明でした、ただ、私は考へておりません。そういう方向でこれまで努力をしてきたわけではありませんが、先ほど先生からも御指摘がありましたが、先ほど先生からも御指摘がありましたけれども、直接臨調等からこういう考え方があるから私どもはそれに従つたということではなくて、やはり財政が非常に厳しい、あるいは臨調からそういう奨学制度についての意見がある、そういう中で全体的な予算の枠といふものは年々、これもまた聖域として扱われないわけございまから、そうなればどうしても、先ほど局長も申し上げたように、額のアップということもできません、量をふやしてあげることもできません。私どもとしては、奨学の量の拡大はぜひともしていかしながら、私ども文教行政を担当している者といたしましては、現実に行われております育英奨学事業、今日まで四十年にわたって行われてきおりました現実、そしてその実績等を踏まえれば、やはり無利子の貸与事業といふものを育英奨学事業の制度の基本としては据えるべきものといふぐあいに考へておるものでございます。

○江田委員 無利子制度といふものがやはり日本においては、少なくともこの育英奨学制度を国が行なう場合の制度の根幹なんだ、これが國の行なう育英奨学制度の基礎をなすんだということは揺らい

でないというふうに考えていいのですか。大臣、この点はいかがなんですか。

○森國務大臣 奨学生制度といふのは、いろいろとその国によつて制度としてしかれているわけですね。中西さんもけさほど、諸外国の例を幾つかお話しをいただきました。給付制といふのもござい

ますし、ある意味ではおくれておるという意味での貸与制といふのもありますから、そういう中の選択の道としては貸与制をしいておりますが、学生が学業を修めていく、そしてそれが日本の国にとつて大きな繁栄の原動力になつていくであろう、また豊かな平和な社会を構築していく構成員として社会に巣立つて行く、そういう大変大きな意味を持つものでありますから、この事業は無利子でいくというのがやはり大義として正しいと私は考へております。

そういう方向でこれまで努力をしてきたわけではありませんが、先ほど先生からも御指摘がありましたが、先ほど先生からも御指摘がありましたけれども、直接臨調等からこういう考え方があるから私どもはそれに従つたということではなくて、やはり財政が非常に厳しい、あるいは臨調からそういう奨学制度についての意見がある、そういう中で全体的な予算の枠といふものは年々、これもまた聖域として扱われないわけございまから、そうなればどうしても、先ほど局長も申し上げたように、額のアップということもできません、量をふやしてあげることもできません。私どもとしては、奨学の量の拡大はぜひともしていかながら、私ども文教行政を担当している者といたしましては、現実に行われております育英奨学事業、今日まで四十年にわたって行われてきおりました現実、そしてその実績等を踏まえれば、やはり無利子の貸与事業といふものを育英奨学事業の制度の基本としては据えるべきものといふぐあいに考へておるものでございます。

○江田委員 なぜこれをしつこく聞くかといいますと、最近の状況、社会的状況、経済的状況、あるいは高等教育の普及状況、あるいは今の学生の生活状況なんかを踏まえると、もう無利子といふ

制度自体が時代おくれになつたんだというような見解があるはもあるのかもしれない。そうではなくて、やはり無利子制度といふのは根幹なんだ、これは一番大切なんだということを踏まえておられる、そういうふうに理解をします。

そうすると、五十七年七月三十日の臨調の第三次答申といふのは、「高等教育の機会均等を確保するため、授業料負担について、育英奨学金の充実等によって対処すること」とし、「これはいいですね。「外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止を進めて、育英奨学金の量的拡充を図る」、「有利子制度への転換」と書いてあるのです。この「転換」という臨調の答申はどうなつたのか。

私は、行政改革といふものは今時代に非常に大切な改革であつて、取り組まなければならぬと思います。その行政改革を臨調という手法で行なうことは、まさにまたさつき中野さんがちよつとおつしやつておりましたけれども——江田さん、あなたは優秀な頭を持って、東京大学ですから、十分奨学制度の対象になつたと思うのですけれども、私どもの

ざるを得ない事情についても理解をしているつもりです。しかし、それならば臨調が出した答申は全部もう天の声で、これに何でも従わなければならぬかというと、それは必ずしもそうじやない。事柄によつていろいろあるだろう。そうはいかないという場合もあるだろうし、あるいはピント外れもあるはあるかもしだ。大きなところで押さえておきながら、やはり個々的には具体的に考えておかなければならぬものだと思いますが、臨調の「有利子制度への転換」というこの方向、方にについての一つの提案はどういうことになつたわけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度への転換、返還免除制度の縮減というようなことが言われたわけでございま

す。

しかしながら、文教行政を担当しております文部省といつしましては、そのことにそのまま対応するということではないといふ考え方方に立ちまして、先ほども御説明しましたように、今後における育英奨学事業のあり方につきまして調査研究会で議論をいたしました上で、もちろんその調査研究会のメンバーの中には、いわば財政当局の意見を主張される方々にも入つていただき、財界の方々にお入りいただき、公平な立場で議論をしていただいたつもりでございます。その中で十分御議論をいたきましたが、その結果、その議論を踏まえて全体の制度を、今回御提案申し上げておりますよな内容として取りまとめて五十九年度の予算に要求をいたし、そして今日に至つておるというのが今までの経過でございます。

したがつて、「有利子制度への転換」ということ

は、文部省自体といつしましては、その報告書で

言われております、ただいま先生御質問の点に直接関連するところで申し上げますと、「育英奨学事業は教育の機会均等を確保するための基本的な

教育施策であり、国の施策として育英奨学事業を実施しなければならないものである以上、先進諸

国に公的育英奨学事業が給与制を基本としていることも留意し、現行の日本育英会の無利子貸与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続させておきながら、やはり個々的には具体的に考えておかなければならぬものだと思いますが、臨調の「有利子制度への転換」というこの方向、方にについての一つの提案はどういうことになつたわけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子制度を制度の根幹として残していくという結論を得まして、有利子制度については、低利の有利子制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで進めるという形で五十九年度予算にもその内容を要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつきりとおっしゃりにくいことかもしれません、臨調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずしも臨調答申をそのままというのではなくて、あえて抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさせ、これはしっかりと守つていく、しかし財政の大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解をしたいのですが、しかし、そこはやはりよほどしつかりしておかないと、これまでの質問にもありましたとおり、有利子制度というものが次第次第に拡大していく、拡張していく、またその利子も次第に上昇していくというおそれがあると思うのです。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトやサンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふことになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しいものをやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでしょ

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を制度の根幹として残していくという結論を得まして、有利子制度については、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつき

りとおっしゃりにくいことかもしれません、臨

調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずし

も臨調答申をそのままというのではなくて、あえ

て抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさ

せる、これはしっかりと守つていく、しかし財政の

大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊

急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解を

したいのですが、しかし、そこはやはりよほどし

つかりしておかないと、これまでの質問にもあり

ましたとおり、有利子制度というものが次第次第

に拡大していく、拡張していく、またその利子も

次第に上昇していくというおそれがあると思うの

です。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投

事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトや

サンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利

子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふこ

とになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しい仕

事をやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでし

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつき

りとおっしゃりにくいことかもしれません、臨

調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずし

も臨調答申をそのままというのではなくて、あえ

て抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさ

せる、これはしっかりと守つていく、しかし財政の

大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊

急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解を

したいのですが、しかし、そこはやはりよほどし

つかりしておかないと、これまでの質問にもあり

ましたとおり、有利子制度というものが次第次第

に拡大していく、拡張していく、またその利子も

次第に上昇していくというおそれがあると思うの

です。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投

事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトや

サンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利

子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふこ

とになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しい仕

事をやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでし

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつき

りとおっしゃりにくいことかもしれません、臨

調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずし

も臨調答申をそのままというのではなくて、あえ

て抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさ

せる、これはしっかりと守つていく、しかし財政の

大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊

急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解を

したいのですが、しかし、そこはやはりよほどし

つかりしておかないと、これまでの質問にもあり

ましたとおり、有利子制度というものが次第次第

に拡大していく、拡張していく、またその利子も

次第に上昇していくというおそれがあると思うの

です。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投

事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトや

サンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利

子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふこ

とになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しい仕

事をやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでし

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつき

りとおっしゃりにくいことかもしれません、臨

調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずし

も臨調答申をそのままというのではなくて、あえ

て抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさ

せる、これはしっかりと守つていく、しかし財政の

大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊

急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解を

したいのですが、しかし、そこはやはりよほどし

つかりしておかないと、これまでの質問にもあり

ましたとおり、有利子制度というものが次第次第

に拡大していく、拡張していく、またその利子も

次第に上昇していくというおそれがあると思うの

です。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投

事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトや

サンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利

子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふこ

とになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しい仕

事をやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでし

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、そして今日に至つてはいるということをご存知になります。

○江田委員 文部省の皆さんからなかなかはつき

りとおっしゃりにくいことかもしれません、臨

調の答申には文部省は抵抗しておるんだ、必ずし

も臨調答申をそのままというのではなくて、あえ

て抵抗して今の無利子制度は根幹として存続をさ

せる、これはしっかりと守つていく、しかし財政の

大変困難な状況に対応するために有利子制度を緊

急避難的に設けたんだ、そういうことだと理解を

したいのですが、しかし、そこはやはりよほどし

つかりしておかないと、これまでの質問にもあり

ましたとおり、有利子制度というものが次第次第

に拡大していく、拡張していく、またその利子も

次第に上昇していくというおそれがあると思うの

です。

臨調の最終答申、先ほども山原先生の質問の中

にちょっと出てきておりましたけれども、「財投

事業の見直し」のところにこういうのがあるのですね。「新規の事業は、真に必要なものに厳しく限

定することとし、スクランプ・アンド・ビルトや

サンセットの考え方を積極的に導入する。」「有利

子の奨学金の制度」というのは新規の事業といふこ

とになるのかどうか、新しく導入するわけですか

ら。そうすると、そういう財投を利用して新しい仕

事をやるというときには「真に必要なものに厳

しく限定」、これは真に必要だというお考えでし

うが、財政状態の大変困難な状況が改善され

ることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸

与事業を國による育英奨学事業の根幹として存続

させておきながら、やはり個々的には具体的に考

えておかなければならぬものだと思いますが、臨調

の「有利子制度への転換」というこの方向、方に

についての一つの提案はどういうことになつた

わけですか。

○宮地政府委員 その点は先ほども御説明をしたかと思うわけでござりますけれども、臨調の提言としては、有利子制度について、低利の有利子

制度を新たに創設するという考え方をあわせとつたわけでございまして、文教施策としてはそれで

進めるという形で五十九年度予算にもその内容を

要求し、

基本的な考え方については十分確保を図つていいか  
なければならない課題というぐあいに考えており  
ます。

○江田委員 本当はもつと突っ込まなければいけないのですがね。今年度の予算が成立をしておつて、したがつてその予算に縛られて旧法といいますか、現行法による募集がどうもできにくんだというこの問題。先日の大臣の言明もあつて今検

討されているところと思うので、余り伺わない方がいいかとも思つておつたのですが、もう既に皆さんがいろいろ伺つておられるので、私も一つ二つ質問することをお許し願いたいのです。

予算がこの改正法に基づいてついているから、決まつているから、それともう一つは、新しい法案を提案をしているから現行法に基づく募集なり採用はできない、その二つの理由をお挙げになつてゐるわけですが、一体予算ができておるということがどうして現行法に基づく措置を進めることの障害になるのですか。

○宮地政府委員 その問題については先ほど来御議論もいただきまして、私どもとしては、国会で御議論いただいている点を踏まえて鋭意検討させていただいている時点でございますので、ただいまの時点ではそれ以上深く立ち入ってその点について、議論をいただくと、さらにそのことについての御議論を呼ぶというようなことがあろうかと思いますが、なお今まで御説明させていただいております範囲内で説明をさせていただきますと、予算が成立をいたしておりますが、予算はただいま御提案申し上げておりますような新しい制度を内容とした予算でお願いしているわけでござります。

そこで、私ども政府側といいますか行政を担当しております者としては、新しい法律をお願いして五十九年度からこの新しい制度で事業を行いうことを基本的には根っこに置いておるわけでございますので、国会で御審議をいただいて法案が成立をいたしますればそれから事業を実施するということです。新規の採用については停止してい

新編和漢書

その理由をいたしましては、この新しい制度の中にはもちろん有利子制度を導入するための新規の予算ということも計上されておりまして、無利子貸与制度、有利子貸与制度、それぞれの組み合せという形でこの新しい育英制度を御提案申し上げているわけでございます。

るわけでございますが、現行法で執行いたしますと新制度の執行と重複し、混乱を生ずることがありますのでござりますので、政府として法改正を提案しておりますので、その成立を期して当面

執行を停止しているということで、そのことについては国会で御審議をいただいている新しい制度との混亂を避けるという形でございますので、当面停止するということについてはそれなりの理由がそこにあるというぐあいに理解しているわけでござります。

なお、ちょっと技術的な点で追加して申し上げれば、新規に在学採用を採用する場合には、従来の慣例から申し上げますと、予算積算といたしましては九カ月予算ということで七月分からの積算になつていいわけでございます。これは通常でござります。

さいますれば、四月に新しく入りました学生から募集し、決定をするまでの期間があるわけですが、いまして——通例の執行の場合でございます。それで、予算積算としては七月分から支給するという形になつてゐるわけでござります。

なお、いわゆる予約採用の者、これはもちろん四月からの積算ということになつておなりまして、通例でござりますればもちろん五月ぐらいに決定を見て四月分から支給するという形になつております。まして、予約採用の場合には十二カ月の計上でござりますけれども、在学採用については今申し上げましたような九カ月予算ということで計上をされているわけでございます。したがつて、七月一日から選学生としての採用ということになるわけですがございまして、これらの点について現在停止をされておるわけでございますが、例えば夏休み

に募集をしなければ非常に事務が、執行がおくれ

るというようないろいろな実務的な問題はもちろんあるわけでございますので、従来から御議論がありますように、その点について奨学生に何らかの対応をしなければ困るではないかといふ御指摘を踏まえて、私どももその点の検討をいたしておりますということでございまして、形の点で申せば、奨学生の採用というのは七月一日からになるとい

う事柄であつて、ただそのための作業がいろいろ事前にある、それをどうするかというところがただいま議論になつてゐるということをございます。

○江田委員 新しい制度を内容とした予算が成立しておる、こういうことで私どもも皆、それはそ うだ、こう思つておつたわけですが、どうも何か びんとこないので調べてみたのです。  
まことに憲法の基本書なのですが、有斐閣の 「法律学全集」の「憲法I」という清宮四郎さんの本なのですから、「予算の効力」というのがありまして「実質的効力」というものですが、「予算は、一般国民の権利・義務を規律せず」、一般国民を、予算があるからというので権利を付与する こともないけれども、義務を課することもないのだ。「いわば、国家内部的に、國家機関のみを拘束する。内閣から配賦された予算は、各国家機関がこれを執行する責任がある。国家機関の行為に對する予算の拘束力は、歳入予算と歳出予算とによつて異なる。」

今度は歳出予算の方を見ますと、「予算の努力は、歳出予算に強くあらわれる。政府の支出は、法令にもとづくを要し、法令に根拠のないものは、たとえ予算に計上されていても、支出することはできない。」したがつて、今有利子制度に基づく——有利子の方は財投ですけれども、一般会計では出せないということになりますね。「しかし、政府の支出は、法令に基礎をもつとともに、予算の認める範囲内でなされなければならない。予算是次の三点で歳出を拘束する。」とあつて、一が「支出の目的」、二が「支出の最高金額」、三が「支

「支出の目的」のところなのですが、

「支出の目的は、予算の各項に定められ、各省各店の長は、各項に定める目的の外に、歳出予算を用途使用することができない（財政法三三条）。」これですね。

度を内容としているというようなことまでは、どこにも予算の中に書いてないのですね。文部省計算の項のところに、「○一〇 育英事業費」「項目」は「育英事業に必要な経費」「説明」があつて、「優

秀な学生又は生徒であつて、経済的な理由によつて修学困難な者に学資を貸与する事業を行う日本育英会に対する 奨学資金の原資の貸付 有利子貸与資金に係る利子補給 事務費の一部補助、それだけしか書いてないわけで、もつと細かな数字まで全部出しているところへ行つてみても、「育英事業費」「日本育英会補助金」、それから「育英資金利子補給金」「育英資金貸付金」それだけしか書いてないわけで、新しい制度を内容とする予算、それは確かにそうだということがわかるわけですが、法律的に形式的に、皆さんが言つた今の法律上どういう権利があり義務を負つてゐるかと、いうことを考えてみると、國民に対しては現行法典はこの新しい法律のもとでなければ執行できないなどというような法則はどこにもない。

そういう状況のもとで、しかし行政内部あるいは国家機関内部のさまざまなメントもありましよう、あるいは仁義もありましょう、いろいろあるでしょう。そういう国家機関内部のいろいろながらみに皆さんは悩んでいるにすぎない。国民と文部省との間、国民と育英会との間ではとても言いいわけにならぬ理屈をおっしゃっている。そういう気がしないですか。

○宮地政府委員 その点は先ほど来御説明をしている点でございますけれども、非常に形の点について申し上げれば、いわば新しい五十九年度予算

を提案し、その予算を執行するため必要な制度としては、ただいま御提案申し上げておりますよう日本育英会法に基づいて予算を執行するという形で、予算と法律と両面あるわけでございます。そして、形で申せば、もちろん五十九年度が発足するまでに法案が成立し、かつ予算が成立して、新年度は予算と法律とともにそれに見合つて執行できる体制にあるということが、ごく通常に申せばそういう状況ではないかというぐあいに私はも理解をしているわけでございます。予算が成立をしまして法律が成立をしていない今日の事態をどう把握し、どう理解し、どうすべきかということに直面をしているということをございまして、なおここでそのことの議論を申し上げる点は、ただいま私どもに課せられている事柄は、当面やるべきこととして国会の議論を踏まえての事柄がござりますので、当面はそのことに私どもとしても精力を傾けて対応したいというぐあいに考えておりまして、答弁はこの程度にさせていただきたいかように思います。

○江田委員

もう一つだけ。

そうおっしゃるのなら、例えばこの育英事業費で日本育英会補助金というのがありますね。日本育英会補助金三十七億八千六百九十三万四千円、これは育英会の事務に対する補助金なんですね。制度が変わつて新しい育英会になる。定款などもどうなるかとか役員がどうなるか、いろいろあります、全部変わるわけですから。この日本育英会の事務に対する補助金も、新しい法律ができないからというので出せないのでですか。

○宮地政府委員 附則の第二条に「育英会の存続」という規定がございまして、「改正前の日本育英会法第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会（以下「旧育英会」といふ）は、この法律の施行の日において、改正後の日本育英会法の規定による育英会となり、同一性をもつて存続する」ということでございますので、特殊法人の育英会そのものの存続については

といたことでございますので、旧育英会が存続をとっているわけでございます。したがつて、必要な事務費その他の支出についてはそれぞれ認可を得て行つてあるというところでございます。

○江田委員 そうおっしゃるなら同じ附則でいきましようか。

第十条、御存じですね。新法の方で今言つてゐるわけですが、第十条「この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす」。旧法の規定によつて募集しておいてこの法律が施行されれば、その旧法の規定による募集は新法の該当する規定による募集とみなされるということになるから、何ら差し支えないじやありませんか。

○宮地政府委員 我が国の育英奨学事業全體の現状についてのお尋ねでございます。

我が国の育英奨学事業は、御案内のとおり、國の資金によつて事業を行つております日本育英会を中心へ、地方公共団体、民間法人等によつても行われているわけでございます。

昭和五十四年度でござりますけれども、五十四

年度に実施した育英奨学事業に関する実態調査によりますと、日本育英会以外に育英奨学事業は地方公共団体、民間法人等合わせまして二千七百二十六の事業主体によつて行われるわけでござります。この中で日本育英会の占める割合は、奨学生数で申しますと総数約五十六万五千でござりますが、そのうちおおよそ六四%の約三十六万三千人ということになつております。

なお、事業費規模で申し上げますと、総額で九

百七十二億のうちほぼ七八%に相当する七百五十四億を占めているというのが、日本育英会以外の育英奨学事業を含めました全体の中での位置づけでございます。

○江田委員 日本育英会以外の地方公共団体ある

いは民間の育英事業はどういう形ですかね。給費制なのか貸与制なのか。貸与制でも有利子貸与な

どか無利子なのかなということで言えばどういうこ

とになつておりますか。

○宮地政府委員 規模全体はただいま申し上げた

点でござりますけれども、その中で給費制の事業

がどの程度あるかというお尋ねでございますが、

奨学生数で見ました場合に、日本育英会を除く民

間等二十万人の奨学生のうち給与の奨学生がほぼ

四二%、貸与の奨学生が四七%、残りは給与、貸

与併用という形で一ー%という数字になつております。したがつて、給与と貸与制がほぼ同じ程度

の割合ということが言えるかと思います。

〔白川委員長代理退席、委員長着席〕

なお、事業主体別に見ますと、地方公共団体と

公益法人の場合には給与制が約三割、貸与制の約

半分程度という状況になつております。

なお、その中で有利子貸与の事業でございま

けれども、これは御案内のとおり、私立大学奨学

事業援助という事業を行つておりますが、これを

除きますと有利子貸与事業というのはほとんどな

いという状況でございます。

なお、私立大学奨学援助事業で私立大学の学校

法人が実施いたしますものについて、私立大学振興財

団が資金を融資をしておるわけでございますが、そ

れについては有利子のものが実施をされているわけ

でございまして、予算的な規模だけ申し上げます

と、昭和五十九年度予算では総額三十二億、奨学

金貸与事業は十七億、入学一時金分割納入事業で

十五億という事業費を計上しておるわけでござい

ます。五十八年度での実施状況でございますが、

奨学金貸与事業で実施をしておりますものが五十

一大学、四千八百人でございます。

なお、いわばそれらの団体と日本育英会との役

割分担というようなお尋ねであつたかと思うわけ

でございますけれども、全体の数字は先ほど申し

上げたとおりでございますが、例えば学校種別ご

とに申し上げますと、高校では日本育英会が四五

%、地方公共団体、民間法人等が五五%というこ

とに對しまして、大学では日本育英会が八〇%、

地方公共団体、民間法人等で二〇%というよ

うな割合になつておりまして、高校段階では比較的

方公共団体、民間法人等の占める割合が大きいと

いうことが言えるかと思います。

各事業主体ごとの事業内容で見ました場合に

も、育英会は大学生が約七割、高校生が約三割で

ございますが、地方公共団体は高校生が約八割と

いうことで、これはある意味では当然のことかと



たとしても、そのことは必ず今度選挙生に渡すときにも利子をつけなければならぬということに必然的になるということではないと思うのですが、いかがですか。

○宮地政府委員 必ず論理的に利子を取らなければならないということではないかと思いますけれども、やはり七・一%の利息のついておる金であれば、奨学生に応分の負担をお願いをするということは考え方として出てくることはやむを得ない点ではないかと思います。

○江田委員 私は、むしろ逆に給費か貸与か、あるいは貸与も有利子か無利子かということも、一種の教育的配慮という点もあるんじゃないかななどいう気がするのです。給費よりも、やはり借りたお金は返す、借りたお金は必ず利子をつけて返すというものが本当に学生にとって教育的であるかどうかというのを随分問題だと思うのですけれども……。

まあそれはそれとして、日本はどうも奨学金制度が非常に粗末であることがよく言われる。ですから、国の方ももつと拡充していかなければならぬと思いますが、地方公共団体とかあるいは民間の奨学金というものをもつと盛んにしていくという方策がこれから考えられていかなければならぬのではないかと思いますが、この地方公共団体が奨学事業を行う場合に、どういう助成をしていく、エンカレッジしていくシステムがあるのか、教えてください。

○宮地政府委員 ただいまの仕組みで申し上げますれば、地方公共団体が育英奨学事業を実施いたしました際に、国からそれに対して何らかの援助をするという仕組みはただいまはとられておりません。したがって、御指摘の点は将来の課題としての状況下におきましては、新たに地方に対しても補助をするというような仕組みを考える際に既存の

○江田委員 どうも財政の重い重い圧力というものが常にありますから今は大変ですが、将来は考えるべきことだらうと思います。

それから、今度は民間ですが、民間の奨学事業、これはそれぞれにさつきもちよつとおつしゃつていましたけれども、独自の役割と任務を持つて、のものを何らか、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドといいますか、そういう考え方なしにそういうことを実施することはなかなか困難ではないかというぐあいに考えております。

いろいろな特色がある事業を行つておると思いますが、この振興を図るために一体どういう措置を講じていらっしゃるのでしようか。

○宮地政府委員 育英奨学事業を行ひます公益法人にについての対応でござりますけれども、これは、寄附金の受け入れ等につきまして税制上の優遇措置という点で税制施策が講ぜられているわけでござります。

一には、育英奨学法人は試験研究法人の資格と  
いうような形でございまして、試験研究法人の証  
明を受けた法人に寄附をした場合には、寄附者が  
個人の場合には總所得の二五%の寄附金が課税対  
象外となることになつております。また、寄附者  
が法人の場合には一般寄附金とは別枠で損金算入  
限度額までの寄附金が課税対象外となるというよ  
うなことで、いわゆる試験研究法人の場合には損  
金算入限度額の枠が単純に申しますと二倍の枠に  
なるといふような形で、企業等からも寄附をしや  
すい形がとられてゐるということでございます。

第二点は、特に指定寄附金の指定を受けました  
場合には、寄附者が法人の場合には寄附金全額が  
課税対象外になるということをございまして、こ  
れは一般的の指定寄附金の場合と同様でございます  
が、育英奨学の法人の場合にももちろんその扱い  
があるわけでございます。

それから第三点としましては、教育に寄与する  
ことが著しい法人への相続または遺贈による財産  
を寄附をした場合には寄附者の相続税、贈与税が  
免除をされるというような形がございます。

こういう税制上の優遇措置が講ぜられておるわけですが、ございまして、これらを活用して個人ないし企業からの寄附が促進され、事業の充実を図ることが行われることを私どもとしては期待をいた

○江田委員 そういう税法上のさまざまな優遇措置があるわけですから、外国の場合に、特に先進国の場合に随分、例えば遺産がファンドになつてスカラシップが実施されているとか、あるいは企業やその他余裕のあるものが大きなファンド

○宮地政府委員 確かに御指摘のように、外国の  
場合には相当富裕な方が 例えは死亡した際に  
基金を寄附するとかという形で、スカラシップが  
随分そういう形で活用されていることは、私も事  
柄としては十分承知をしているわけでございま  
す。  
日本の場合にはどうもそういう点が必ずしも十分  
でないのはなぜかといふお尋ねなんですが、  
が、明確に御説明するだけの知識がないわけですが、  
ざいますけれども、事柄についての考え方といい  
ますか社会的な受けとめ方、いろいろそれぞれ  
の国の伝統的な物の考え方、国民性、そういうよ  
うなものがやはり背景にはあるんではないかといふ  
感じはいたしております。私どもとしましても、  
この育英奨学事業というようなものなどは最も公  
共性の高いものでございまして、かつ後進の育成  
に資するという見地でも極めて有意義なものでござ  
いますので、そういうことが企業ないし個人か  
らも積極的に行われるような社会的な氣風が生ま  
れていくということを私どもとしてもぜひ願いた  
いということと、またそういうことが一般に理解  
されるように積極的に私どもも働きかけることは  
必要ではないか、かようく考えております。  
○江田委員 文部大臣、やはり国民みんなが教育  
を大切に考えるという気風をつくっていく、そ

いう環境をつくっていく。これは大臣としても、文部省としても非常に重要な実務だろうと思うのです。今大きな遺産を残すようなときに、大体遺産なんか残すと相続人同士で相争つて、血で血で争つて、

洗うまことに醜いけんかをするようなことをしたくな  
さんあるのですが、そういうことじやなくて、ひ  
とつ奨学金の基金にというようなことがもつと感  
んに行われて、それが社会的に非常に大きな称賛  
を浴びるという、そういう日本の精神風土にしな  
いと思いますけれども、いかがですか。

○森國務大臣　日本の場合、東西の大陸の文化を  
あるいはまた儒教、仏教、そういうものを一つの文化  
化のもととして東洋の民族、日本の文化というのを  
は発達をしてきたのだろうと思いますし、また、  
西洋はどうちらかというと西洋文明といいますか、  
西洋はどういう面があるのだろうと思います。  
日本人というのはどうしてかなというと、確な  
に最近は、東西融合の文明なんて、我々の母校の明治と  
大隈重信先生がおっしゃって、東西融合の文明と  
いうのは今みたいなことを言うのかななんてつづ  
づく感じますが、ややもすると西洋文明の方が強  
くて、どちらかというと東洋の文化が少し劣るぢ  
てなんとしている、そういうところに何とななく社會の混乱もあるのじゃないか、精神的な面での問題  
さもあるのではないか。いろいろありますが、一  
間がいろいろな試行錯誤を繰り返して一つの文化  
をつくり上げていくのだろう、こう思います。  
おおらかな意味から言えば、私は私立学校の経営者などにも、寄附など思い切って大きく取つた  
らどうですかとよく言うのです。あるいはまた、  
さつき江田さんから言われましたように、財産を  
残すことも一つのあれでしようが、外国と違つて、  
余りどこかの学校なんかに寄附するといふ  
ことは好まないのか。思い切つて、江田体育馆とか  
馬場記念館とか佐藤図書館というふうに――外国  
の場合は名前が皆ついているのですね。道の上に  
までついている。そういう考え方が西洋の考え方  
なんだろう、こう思いますが、日本人の場合、何  
か昔から、武士は食わねど何とかと言いますし、

腹は減つても我慢をしなければならぬのだ、これが日本人かたぎみたいなところがあるのだろうと思ひます。我慢をして、とにかく武士は食わねど高ようじ、自分で我慢して、臥薪嘗胆というような気持ちがやはりあつた。そういうことが何となく、ただでお金を借りてこうするということについての、やはりそういうものがまだ大きく発達はしていないのかなという感じがいたします。

いずれにいたしましても、先ほどもお話をたしか中野さんからもありましたけれども、新しい民間の資金とかあるいはまた別の意味での財團方式みたいなものだとかいう形はやはりこれから考慮して、幅広く多くの学生たちが恩恵を受ける、そういうことについてはむしろ積極的に、そしてこういうお互いにみんなが助け合つていかなければならぬ時代でありますから、ある意味で、お金をたくさんもうけてもほとんど税金に取られるのでから——税金が入ってくることも政府の立場から見れば大事ですが、逆に言えば、若き学徒を育てるという雰囲気、空氣というものを醸成していくのも大事なことじゃないか、こう思つております。

○江田委員 農耕社会の方がお互いに助け合うという氣風が強くて、狩猟民族の方がけんかする氣風が強いのだろうと思うのです。したがつて、日本なんというのは、そうやつて自分が一人で財産を抱え込むのじやなくて、みんなに吐き出してみんなで使おうじやないかといふことがむしろなんじむのじやないかと思うのだけれども、それがどうも日本に余りちゃんとできてこない。残念なことだと思います。

先進国でそういうファンドなどがたくさんある。私もそれほど詳しいわけじやありませんが、今の相続税などが非常に高い、持つておつたらこれはとても自分でやりきれぬというので、吐き出してしまう、そういうようなことも一つ大きな役割、機能を果たしているというようにも聞いたら

しておりますので、これはこれから大いに知恵を絞つていただきたいと思います。

さて、外國の話をちょっととしておつたのですけれども、まず、外國から日本に来る留学生につきましては、國費留学生ということで文部省から奨学金を支給して、かつ往復の旅費を支給してお呼びをする制度がございます。これは五十九年の五月現在で二千三百四十五人といふことでございまして、支給の月額が、大学院レベルで十七万五百円、それから学部レベルでたしか十二万七千五百円といふことになつております。

なお、最近日本に対する留学への機運が高まつてまいりまして、全体では現在一万人を超える学生が日本で勉学をしておるという状況にございます。

それから、海外に留学する日本人学生につきましては、國費によりまして約三百人程度の大学生を派遣するというよくなことをいたしております。

なおそのほか、受け入れあるいは送り出しとも、民間団体その他の制度による奨励措置といふのがあわせて講ぜられているのが現状でござります。

○江田委員 欧米諸国、先進諸国はどんな現状でしようか。大体日本と似たり寄つたりなんでしょうか。大分違いますか。

○大崎政府委員 先進諸国と比較をいたします。

○森國務大臣 概念的に申し上げれば、まだまだ

ざいます。それほどの大きい開きということではございませんが、留学生全体から見ますと、例えばイギリスあるいは西ドイツでござりますと五万を超える留学生がおりますし、フランスでござりますと十万を超える留学生がおるのに対しまして、日本では、最近伸びておりますが一万を超える段階ということで、かなりの開きがあるのが現状でございます。

○江田委員 これは伺いましたら、外國の人をそこの国にお呼びをする留学生に対する奨学金という数ですが、日本は國費だと二千何百人か、しかし民間全部合わせて一万程度。ところがアメリカは、國費の場合が七千二百人、民間を合わせたら、ざつと三十万人を超える。イギリスが國費が二千四百人程度、ブリティッシュカウンシルのスカラシップですね。民間を入れると五万人。西ドイツは、國費が三千人程度だが、民間を入れて五万人。フランスが、國費が九千人程度で、民間を入れると十一万人。日本はわずか一人。アメリカ三十万人、イギリス五万人、西ドイツ五万人、フランス十一万人。日本は、それこそサミットへ行つてこれでよく大きな顔ができるという気がしますね。今このこういう世界です。日本が国際的な役割を果たさなければならぬ、それはそれなりに私は正しいことだと思います。しかし、その国際的役割と世界の経済の第二位の国だということにはならないのじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○森國務大臣 なほしめません。これから本当の意味で日本が国際社会に対して大きく貢献をしていく。何といましても急速にといいましょうか、急成長といいましょうか、そういう形で日本の場合は繁栄をしてきているわけです。したがつて、そうし

ざいます。それほどの大きい開きということではございませんが、留学生全体から見ますと、例えればならぬ。特に学生諸君の最近の生活状況、どこの国にお呼びをする留学生に対する奨学金という数ですが、日本は國費だと二千何百人か、しかし民間全部合わせて一万程度。ところがアメリカは、國費の場合が七千二百人、民間を合わせたら、ざつと三十万人を超える。イギリスが國費が二千四百人程度、ブリティッシュカウンシルのスカラシップですね。民間を入れると五万人。西ドイツは、國費が三千人程度だが、民間を入れて五万人。フランスが、國費が九千人程度で、民間を入れると十一万人。日本はわずか一人。アメリカ三十万人、イギリス五万人、西ドイツ五万人、フランス十一万人。日本は、それこそサミットへ行つてこれでよく大きな顔ができるという気がしますね。今このこういう世界です。日本が国際的な役割を果たさなければならぬ、それはそれなりに私は正しいことだと思います。しかし、その国際的役割と世界の経済の第二位の国だということにはならないのじゃないですか。大臣、どう思われますか。

○森國務大臣 概念的に申し上げれば、まだまだ

なつてているという言い方は、現実の問題として認めざるを得ないだらうと思います。これから新しく幾つかの制度をいろいろ考え直して、そうした面でも十分に配慮した奨学生制度というものを作りながら日本に入つてくる場合の留学生に対する奨学金の制度、それから今度逆に、日本から外國に出していく場合の学生に対する奨学金の制度、これは一体どんなことになっているか、教えてください。

さて、外國の話をちょっととしておつたのですけれども、まず、外國から日本に来る留学生につきましては、國費留学生ということで文部省から奨学金を支給して、かつ往復の旅費を支給してお呼びをする制度がございます。これは五十九年の五月現在で二千三百四十五人といふことでございまして、支給の月額が、大学院レベルで十七万五百円、それから学部レベルでたしか十二万七千五百円といふことになつております。

なお、最近日本に対する留学への機運が高まつてまいりまして、全体では現在一万人を超える学生が日本で勉学をしておるという状況にございます。

それから、海外に留学する日本人学生につきましては、國費によりまして約三百人程度の大学生を派遣するというよくなことをいたしております。

なおそのほか、受け入れあるいは送り出しとも、民間団体その他の制度による奨励措置といふのがあわせて講ぜられているのが現状でござります。

○江田委員 欧米諸国、先進諸国はどんな現状でしようか。大体日本と似たり寄つたりなんでしょうか。大分違いますか。

○大崎政府委員 先進諸国と比較をいたします。

○森國務大臣 概念的に申し上げれば、まだまだ

また、夜間部の学生については、学生の相当数が職業を持つてゐるというようなこともあります。収入がありまして比較的経済的必要度が低いというようなことで希望する者が少ないという実態もござりますけれども、もちろん学業成績と基準に該当する者については昼間部と同様に奨学金貸与の対象といたしておるところでございます。

そのほか、いわゆる社会人入学というようなことがこれから高等教育の広がりといいますか、

今後の高等教育のあり方ということでおいろいろ言われてゐるわけでございまして、別枠を設けると

いうような考え方も将来考へるべきではないかと

いう御指摘でござりますけれども、これらの点については、一つの課題といたしまして今後どういう点が考えられるか、私どもも運用の面で考えられる点があるかどうか、十分慎重に検討させていただきたい、かように考へます。

○江田委員 教育というのやはり金がかかる。これは国全体の教育の制度をどうしていくかといふことを考へる場合にも財政問題を無視して考へられないし、一人一人が教育を受ける場合だって、幾ら向学の精神に燃えておつたって、人間、パンのみにて生くるにあらずですかとも、やはり生きていかなければならぬので、そのためには金がかかる。教育を受けることで金がどんどん入ってくるなんということはそれ自体ないわけですから、したがつて教育の機会均等ということを実質的に確保するためには手厚い奨学金の制度、育英制度というものがなければならないと思うのです。

まだまだ日本の育英制度、奨学金の制度というものは不十分だ。もつといろいろな点で拡充していかなければならぬ。日本育英会だけがこれを担うわけではない。しかし国全体で、教育を受けたい、勉強をしたいというときには生活の心配といふようなことを考えずに勉学にいそしむことができる。そういう國をつくつていかなければならぬという気がするのです。今回のこの育英会法案といふのが、そうした大きな方向に向けてどの程度

の前進があるのか、むしろ逆に有利子制度といふ厄介な荷物を抱え込んでしまったのじゃないかとういう気がしてならないのですけれども、ひとつ有利子制度がどんどん増殖をしていくというようなことのないように、そしてマイナスシーリングとかいろいろありますけれども、頑張つてさらに一層の拡充をしていくことを最後にお願いをして、質問を終わります。

○愛野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○愛野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る二十七日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

昭和五十九年六月二十九日印刷

昭和五十九年六月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K